



第3次利根町男女共同参画推進プラン (2025～2029)



- <利根町困難女性支援計画>
- <利根町DV対策基本計画>
- <利根町女性活躍推進計画>



2025年(令和7年) 3月

利根町

ごあいさつ

利根町では、2015年（平成27年）3月に第1次となる「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」を、2020年（令和2年）3月に「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」を策定し、同年12月には「利根町男女共同参画推進条例」を制定して、男女がお互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画に関する様々な取組を進めてまいりました。

このような中、我が国では人口減少や少子化、超高齢化社会の到来を迎え、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、加えて新型コロナウイルス感染症の流行は、私たちのライフスタイルや価値観に大きな影響を及ぼしました。

一方で、依然として、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方は根強く残っており、政策及び方針決定過程における女性参画の低迷や、性別に起因する暴力や人権侵害の問題など、多くの課題が残されています。

こうした状況やこれまでの取組を踏まえ、この度策定した「第3次利根町男女共同参画推進プラン（2025～2029）」では、「男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまちとね」という第2次プランの基本理念を継承しながら、男女共同参画に関する意識の啓発や社会教育の推進といった男女共同参画の実現に向けた基盤づくり、困難な状況にある方への支援やあらゆる分野での男女共同参画の実現を目指して様々な取組を進めてまいります。

本プランの推進には、町民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働が何よりも重要です。皆様には、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本プラン策定にあたり、アンケート調査を通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました利根町男女共同参画推進委員会委員並びに関係各位に対しまして、深く感謝申し上げます、ご挨拶といたします。



令和7年3月

利根町長 佐々木 喜章

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨と目的.....	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の背景	4
5. SDGsを踏まえた計画の推進.....	9
第2章 利根町の現状	10
1. 人口の推移	11
2. 出生数及び合計特殊出生率の推移.....	12
3. 未婚率の推移	13
4. 女性の年齢階級別労働力率.....	14
5. 女性の管理的職業従事者の割合.....	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
1. 計画の基本理念	17
2. 計画の基本目標	18
3. 計画の体系	20
第4章 計画の内容	21
基本目標1 男女共同参画の意識を広げます.....	22
基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます..	26
基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます.....	36
基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます.....	41
基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます ..	44
目標値の設定	52
第5章 推進体制	53
1. 計画を推進する意識.....	54
2. 総合的な推進体制.....	54
3. 進行管理の確認	54
資料編	55

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨と目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の背景
5. SDGsを踏まえた計画の推進

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨と目的

利根町（以下「本町」という。）では、2015年（平成27年）に「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」を、2020年（令和2年）に「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」を策定し、「男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね」を基本理念に掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

2020年（令和2年）12月には、男女共同参画の実現に向けた取組を一層推進するため、「利根町男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を制定しました。

第2次計画の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動や経済活動に影響が生じる中、複雑な課題を抱えた家庭の孤独・孤立や、貧困等の問題が顕在化しており、男女共同参画の分野においても困難を抱える方へのきめ細かな支援の必要性が高まっていると考えられます。

また、本町は現在、県内第2位の高齢化率となっており、少子高齢化が深刻な問題となっています。このような状況の中、活力ある社会を維持するためには、男女の違いや年齢に関係なく、仕事・家庭・地域社会それぞれで意欲と能力ある個人に活躍する機会を広げ、また、それぞれの人がもつ考えを自由に言い合え、かつ、受け入れ、人々が対等に関わり合うことができる社会の実現が必要不可欠です。

そのためにも、性別による固定的役割分担意識¹による生き方の決めつけや配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント²等の問題への対応など、男女共同参画施策に引き続き取り組んでいくことが求められています。

この度「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」の計画期間が満了するにあたり、条例の理念を具現化することで、思いやりの心でつなぐ、一人ひとりがいきいきと自分らしく輝ける社会の実現を目指し、町民、事業者、学校、行政が一体となり、より一層の男女共同参画の推進を図るため「第3次利根町男女共同参画推進プラン（2025～2029）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

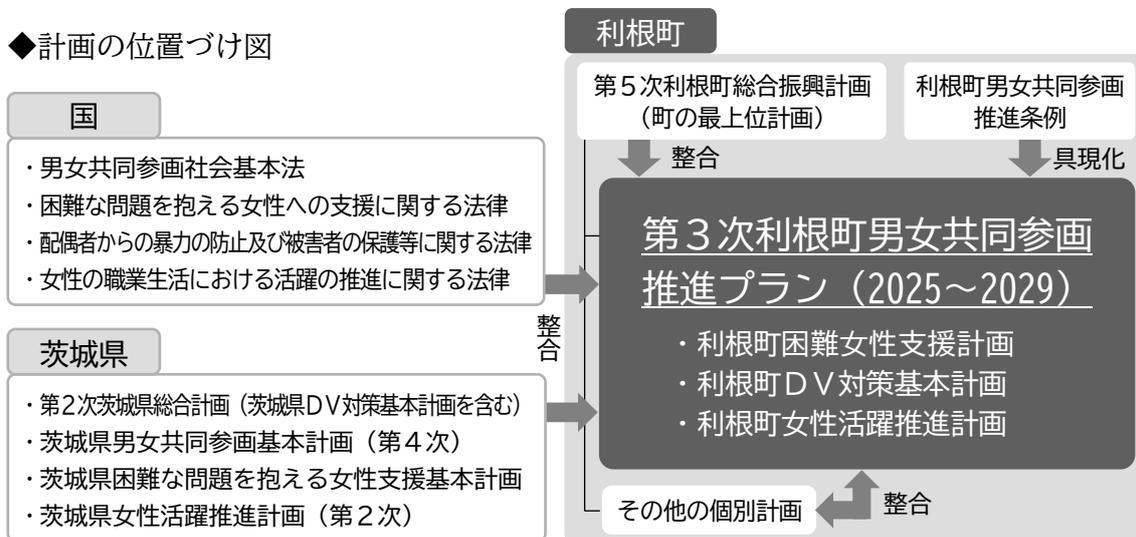
¹ 性別による固定的役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」等のように男性、女性という性別を理由として役割を固定的にわけること。こうした意識を無意識にもつことを、「アンコンシヤス・バイアス」という。

² セクシュアル・ハラスメント 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給等の不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること。

2. 計画の位置づけ

- ・本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定するものです。
- ・また、本プランは以下の通りの計画として位置づけます。
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（困難女性支援計画）
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（DV³対策基本計画）
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（女性活躍推進計画）
- ・本プランは、本町の最上位計画である「第5次利根町総合振興計画」と整合性を図り策定するものです。
- ・本プランは、利根町男女共同参画推進条例第9条に基づく「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」として策定するものです。
- ・本プランは、2023年（令和5年）に実施した「男女共同参画社会住民アンケート調査」の結果や、利根町男女共同参画推進委員会、町民の声を反映して策定するものです。

◆計画の位置づけ図



3. 計画の期間

本プランの期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）の5か年とします。

³ DV ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。

4. 計画の背景

◆世界の動き

年	内容
1975年（昭和50年）	「国際婦人年」を宣言 国際連合において、1975年（昭和50年）を国際婦人年とし、同年開催された第1回世界女性会議で、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。
1979年（昭和54年）	「女性差別撤廃条約」の採択 従来の男女の性的役割分担に基づく差別や偏見を撤廃し、男女平等の実現を目指すため、国連総会で採択されました。
1985年（昭和60年）	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 2020年（令和2年）に向けて女性の地位向上のために世界的に取り組むべきガイドラインが採択されました。
1995年（平成7年）	「行動要領」「北京宣言」の採択 女性の健康や女性に対する暴力等の12の課題が示され、「平等、開発、平和」のためのあらゆる分野における女性の参画を求める宣言がなされました。
2000年（平成12年）	「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」の採択
2006年（平成18年）	世界経済フォーラム（WEF）において世界各国の男女格差を測る指数である「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」が公表
2011年（平成23年）	「UNWomen（ジェンダー ⁴ 平等と女性のエンパワーメント ⁵ のための国連機関）」の発足
2015年（平成27年）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs ⁶ ）」の採択 人間、地球及び繁栄のための17の目標の1つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられました。

⁴ ジェンダー 何が女性的で、何が男性的かを表す社会的・文化的につくられた性別のこと。

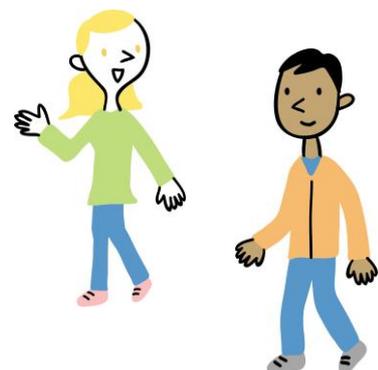
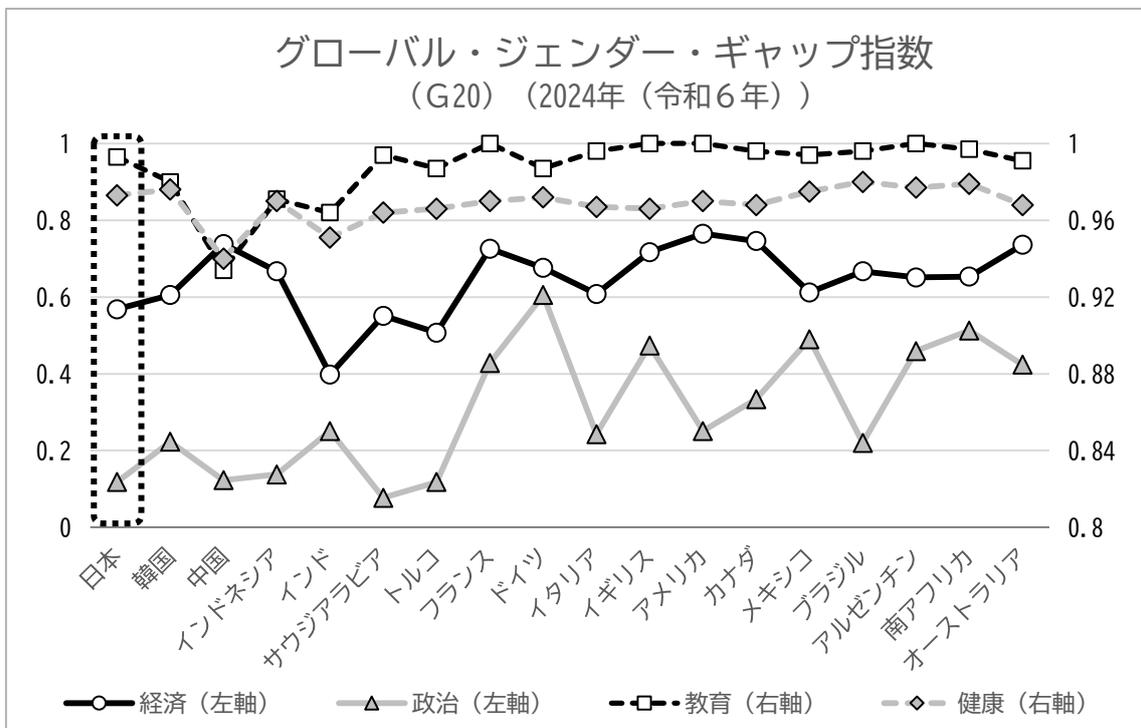
⁵ エンパワーメント 社会、組織の中で、今まで虐げられてきた人たちが力をつけ、もともと持っていた一人ひとりの個性を再び息づかせること。

⁶ SDGs SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS の略で、持続可能な開発目標のこと。「誰ひとり取り残さない」を理念に、開発途上国のみでなく、先進国も取り組むべきグローバルな課題として、2030年（令和12年）を期限に、貧困、エネルギー、平等等の17の目標を定めている。

○ グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 ○

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数とは、スイスの非営利財団である「世界経済フォーラム」が公表する、経済・教育・健康・政治の4分野における男性の参画状況と女性の参画状況の差を集計した指標です。

2024年（令和6年）版において、日本は「経済」「政治」の各分野で低い水準となっており、詳細12項目中、管理職等に占める女性の割合：経済 (Legislators, senior officials and managers), 国会議員に占める女性の割合：政治 (Women in parliament), 国家元首の在任期間に占める女性の割合：政治 (Years with female/male head of state (last 50)) の3項目で、スコアが1.0点中0.3以下と特に低くなっています。



◆国の動き

年	内容
1999年（平成11年）	「男女共同参画社会基本法」施行 男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題として位置づけられました。
2000年（平成12年）	「男女共同参画基本計画」の閣議決定 男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、施策の方向や具体的取り組み等を定めました。
2001年（平成13年）	「男女共同参画局」の設置 新たに内閣府に設置されました。
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法またはDV防止法）」の施行 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律として施行されました。
2005年（平成17年）	「男女共同参画基本計画（第2次）」の閣議決定
2007年（平成19年）	「仕事の生活の調和（ワーク・ライフ・バランス ⁷ ）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
	持続可能な社会の実現に向け、誰もが仕事と生活の双方を調和し、官民一体となって取り組んでいくための支援策等が示されました。
2010年（平成22年）	「男女共同参画基本計画（第3次）」の閣議決定
2015年（平成27年）	「女性活躍推進法」施行 自らの意思で働くことを希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性が仕事で活躍する」といった内容を事業主に対して義務化した法が施行されました。
	「男女共同参画基本計画（第4次）」の閣議決定
2019年（平成31年）	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行

⁷ ワーク・ライフ・バランス（仕事の生活の調和） 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

年	内容
2020年（令和2年）	「男女共同参画基本計画（第5次）」の閣議決定
	「改正労働施策総合推進法」施行
	「女性活躍推進法」改正・2020年（令和2年）より段階的に施行 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等が盛り込まれました。
2021年（令和3年）	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 政党等の取組項目の例示としてセクハラ・マタハラ等対策等 が明記されました。
2022年（令和4年）	「育児・介護休業法」改正・令和4年より段階的に施行 柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。
2024年（令和6年）	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新 法）」施行 生活困窮、性暴力、孤独・孤立といった社会課題が顕在化する 中で、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊 重される社会を実現するための法律として施行されました。

◆茨城県の動き

年	内容
2001年（平成13年）	「茨城県男女共同参画推進条例」の制定
2002年（平成14年）	「茨城県男女共同参画基本計画」の策定
2005年（平成17年）	「女性プラザ男女共同参画支援室」の設置
2011年（平成23年）	「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」の策定
2016年（平成28年）	「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」の策定
2017年（平成29年）	「茨城県女性活躍推進計画」の策定
	女性活躍推進法に基づく計画として、女性の職業生活におけ る活躍の推進等に取り組むことが示されています。
2021年（令和3年）	「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の策定
	「茨城県女性活躍推進計画（第2次）」の策定
2022年（令和4年）	「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の策定
	計画の中に茨城県DV対策基本計画（第5次）が位置づけられ ました。
2024年（令和6年）	「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の策定
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき策定 され、相談体制の充実や回復と自立に向けた支援体制の整備 に取り組むことが示されています。

第1章 計画の概要

◆利根町の動き

年	内容
2013年（平成25年）	「男女共同参画社会住民アンケート調査」の実施
2015年（平成27年）	「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」の策定
2018年（平成30年）	「男女共同参画社会住民アンケート調査（2回目）」の実施
2020年（令和2年）	「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」の策定
	「利根町男女共同参画推進条例」の制定
2024年（令和6年）	「男女共同参画社会住民アンケート調査（3回目）」の実施
2025年（令和7年）	「第3次利根町男女共同参画推進プラン（2025～2029）」の策定
	計画の中に利根町困難女性支援計画・利根町DV対策基本計画・利根町女性活躍推進計画を位置づけています。

○ 利根町男女共同参画推進条例 前文 ○

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野で、総合的な施策の推進の重要性が示されている。

また、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しており、女性の活躍を一層推進していくことが重要になっている。

利根町においては、平成27年に「利根町男女共同参画推進プラン」を、令和2年に「第2次利根町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識、性別に起因する暴力や人権侵害など、多くの課題が解決されていないことから、男女共同参画社会の実現には、総合的かつ計画的に推進することが必要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、町、町民及び事業者が一体となった取組を推進するため、男女共同参画の推進についての基本理念やそれぞれの責務等を定めた条例を制定する。

※条例の全文は、資料編をご覧ください。

5. SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年（令和12年）を年限とした国際目標のことです。2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択され、17の目標と、169のターゲットとよばれる詳細目標があります。

本町では、町の最上位計画である第5次利根町総合振興計画について、持続可能なまちづくりを目指した計画とするために、SDGsの視点や考え方を取り入れたものとするなど、SDGsの推進に取り組んでいます。

男女共同参画の分野においても、SDGsの17のゴールのうち、「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」などを中心に、SDGsを踏まえた男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいきます。

◆SDGsの17のゴール



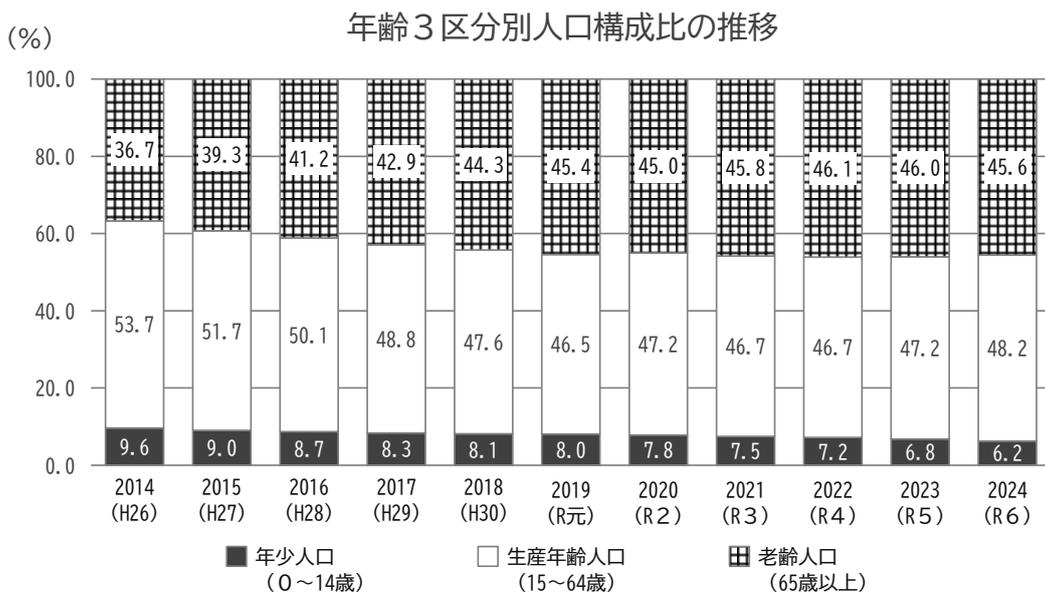
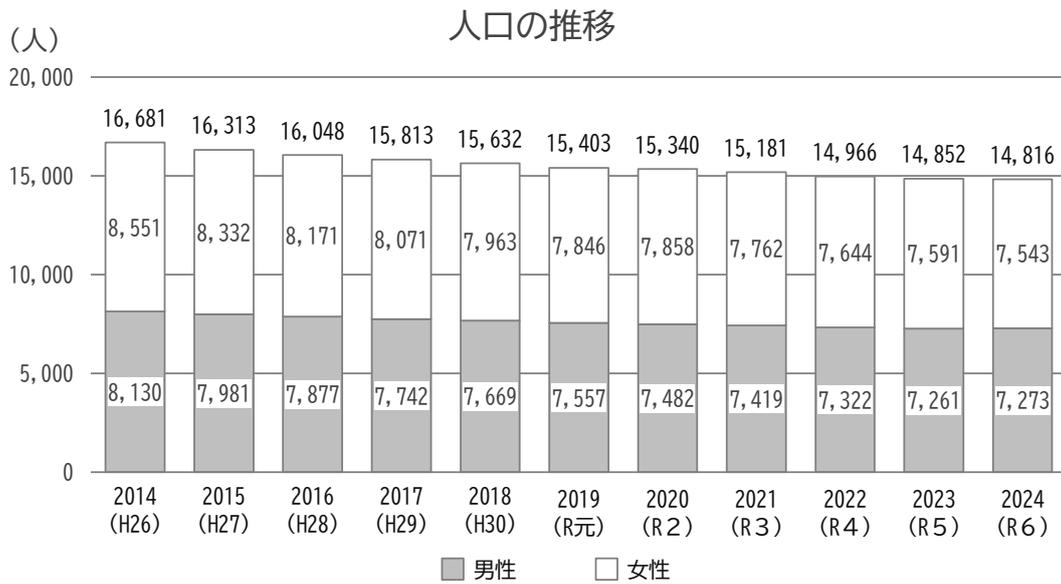
第2章 利根町の現状

1. 人口の推移
2. 出生数及び合計特殊出生率の推移
3. 未婚率の推移
4. 女性の年齢階級別労働力率
5. 女性の管理的職業従事者の割合

第2章 利根町の現状

1. 人口の推移

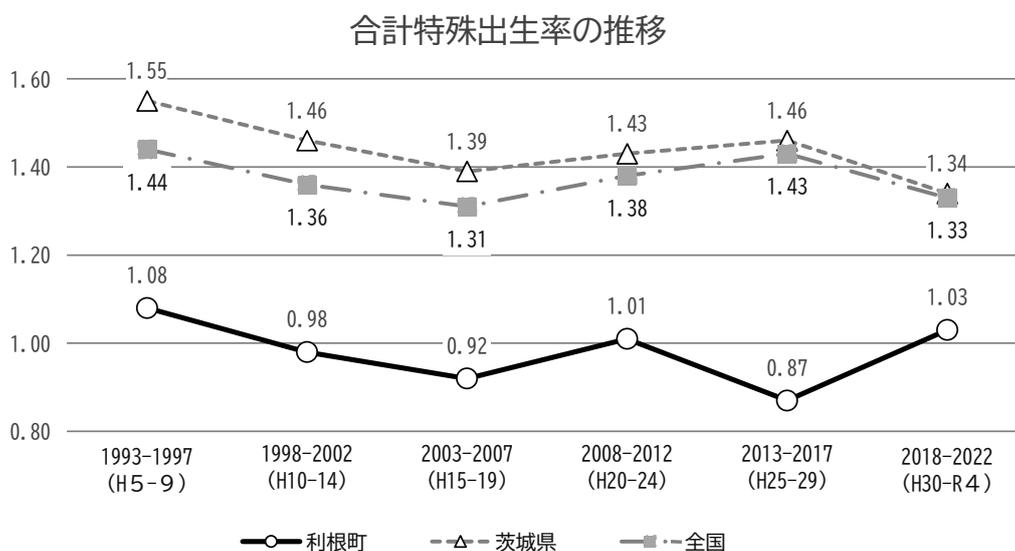
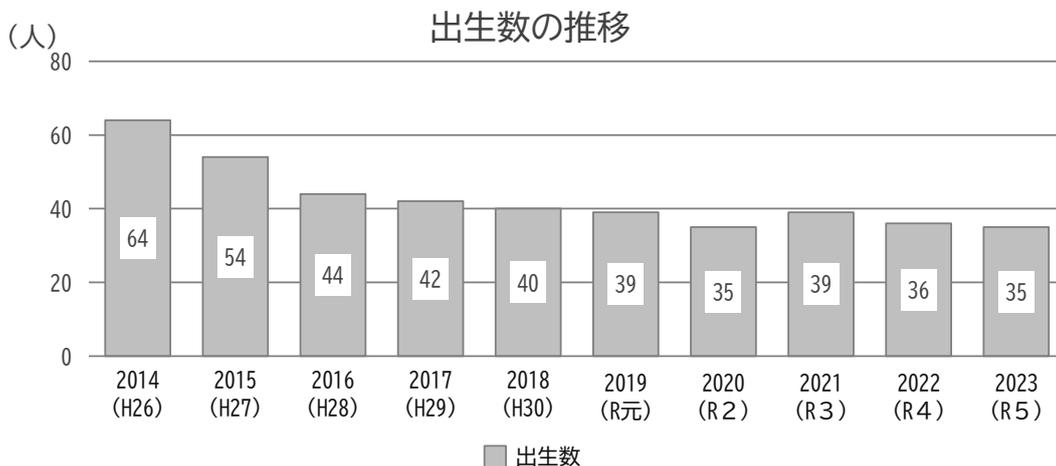
本町の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別人口構成比で比較すると、年少人口は、減少が続いているのに対し、生産年齢人口と高齢人口は横ばいで推移しています。高齢化率（総人口に占める高齢人口の割合）をみると、2018年（平成30年）以降は45%前後で推移しています。



資料：国勢調査・茨城県常住人口調査（10月1日時点）

2. 出生数及び合計特殊出生率の推移

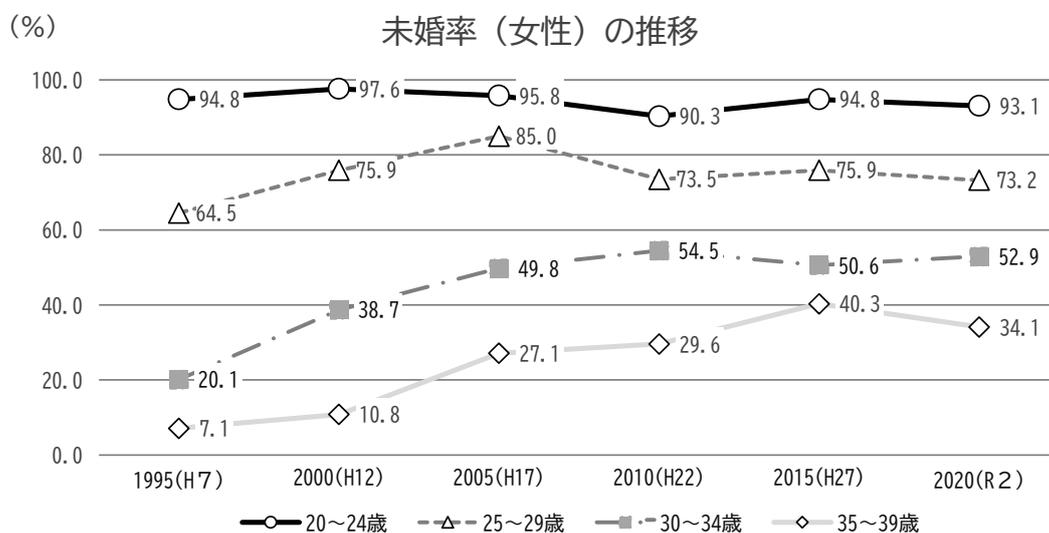
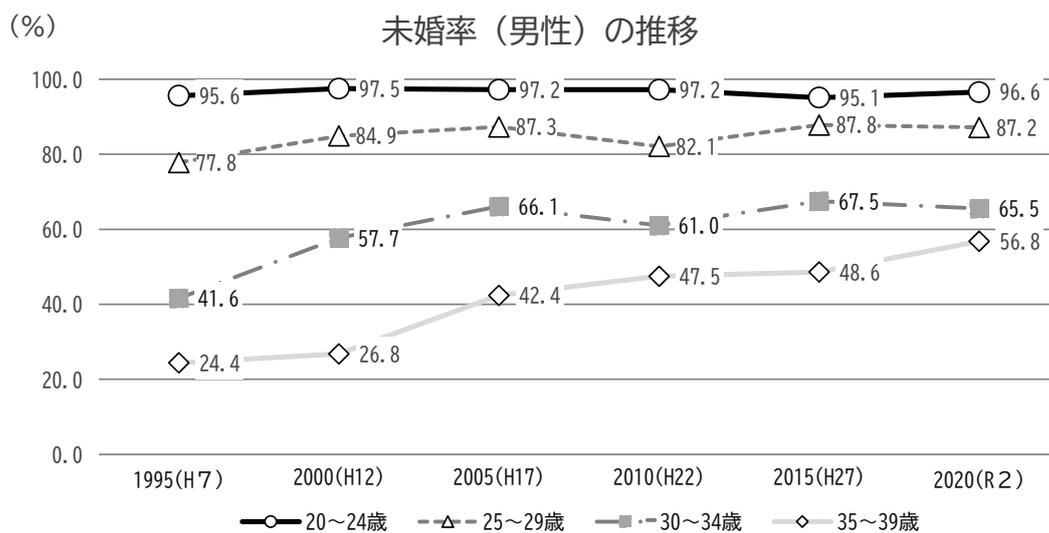
本町の出生数は、2016年（平成28年）以降40人程度で推移しています。
また、合計特殊出生率⁸は、全国平均と比べ低く1.0前後で推移しています。



⁸ 合計特殊出生率 1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計（市町村単位では、年間の出生数等の標本サイズが小さいため、5年間での合計特殊出生率を示す）。

3. 未婚率の推移

本町の2015年(平成27年)から2020年(令和2年)にかけての未婚率の推移をみると、男性の35～39歳で上昇、女性の35～39歳で低下しており、その他の区分では横ばいで推移しています。また、女性より男性の未婚率が高くなっています。



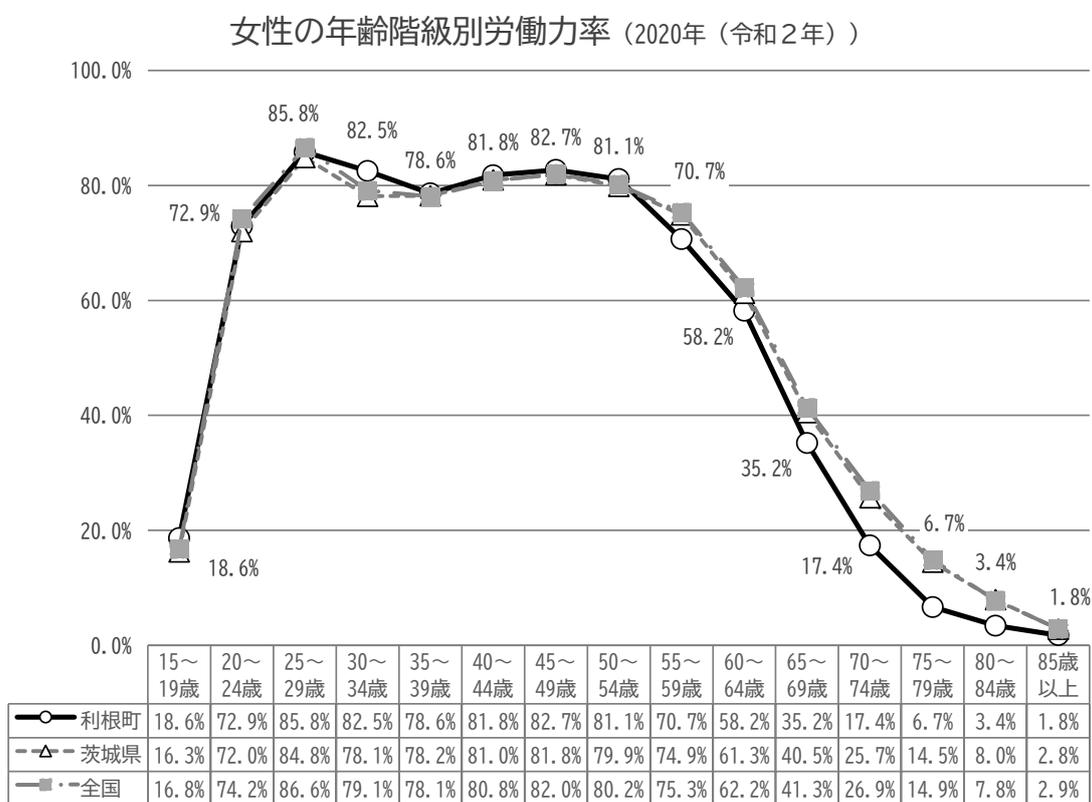
資料：国勢調査

4. 女性の年齢階級別労働力率

本町の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は41.3%で、全国平均の53.5%と比較して低い傾向にあります。

年齢階級別にみると、30～34歳においては82.5%と、全国（79.1%）や茨城県（78.1%）と比べても高くなっています。しかし、全国と同様に30代女性の労働力率が前後の年代と比べると低い傾向にあることから、仕事と育児等の両立が進んでいないことが考えられます。

また、55歳以上、特に65～79歳にかけての女性の労働力率が全国と比べ低くなっています。



資料：国勢調査

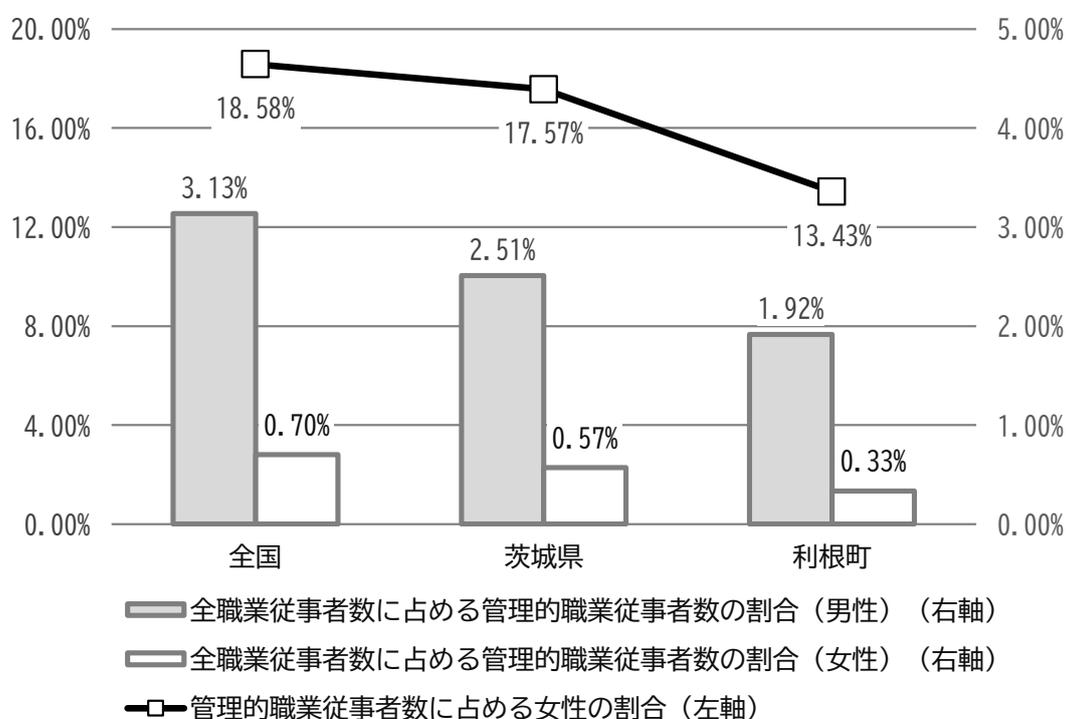
5. 女性の管理的職業従事者の割合

本町の管理的職業従事者に占める女性の割合は13.43%で、全国平均の18.58%、茨城県の17.57%と比較して、低くなっています。

また、本町の全職業従事者数に占める管理的職業従事者数の割合は、男女ともに全国・茨城県と比較して低くなっていますが、特に女性で0.33%と、全国（0.70%）の半分以下となっています。

これらのことから、女性の管理職登用が進んでいないことがわかります。

管理的職業への従事者の状況（2020年（令和2年））



資料：国勢調査



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念が掲げられています。

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

そして、本町では男女で社会を支え、家庭・地域をともに担い、責任をもつ、男女共同参画社会の実現を目指し、第2次計画の基本理念（スローガン）を継承します。

基本理念（スローガン）

男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね



2. 計画の基本目標

本プランは、基本理念の実現に向けて、プランを推進するための基本的な方向性として、5つの基本目標を掲げます。

基本目標1 男女共同参画の意識を広げます

性別による固定的役割分担意識を解消し、男女が互いの人権を尊重できる社会をつくるため、男女共同参画に関する意識の啓発や社会教育の推進を図ります。

また、次世代を担う子どもたちが、人権を尊重し合う人間関係を育成できるよう、男女共同参画の視点に立った教育の推進を図ります。



基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、児童虐待等、あらゆる暴力や人権侵害を許さない社会をつくるため、暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制、被害者に対する支援体制を整えます。

また、地域課題が多様化するとともに複合化している中で、女性や脆弱な状況にある人々において負担が一層集中し、困難な状況に陥っていることが社会問題となっています。こうした困難な状況を抱える方に対して、相談支援や福祉分野の施策の充実を通して、適切な支援の提供に努めます。



基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます

男女がともに、社会のあらゆる分野に参画し、対等に関わり合い活躍できる社会の実現を目指すために、地域活動、防災・防犯・交通安全活動へ男女がともに参加する意識の啓発と情報の提供に努めます。

また、審議会等への女性の登用を高め、女性の参加を促進するとともに、行政においても女性の職域拡大や男性の育児休業・介護休業等の取得を促進し、女性の職場での活躍及び男性の家庭への参加促進に努めます。



基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます

男女共同参画社会を形成するうえで、男女がともに、生涯を通じて健康に暮らし、生きがいをもって社会に参加することができるよう、健康保持・増進のための支援や相談体制を強化します。また、妊娠・出産・子育て期における母子の健康確保に取り組みます。



基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます

男女がともに、自らの意欲と能力をもって多様な生き方や働き方が選択できるよう、男女がともに家庭生活における役割を担うための意識啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスの実現を促進します。

また、労働に関する法律や制度に関する情報提供や就職・起業等に関する支援を行うとともに、本町の現状として管理的職業や農業分野において活躍する女性が少ないこと等を踏まえ、女性の活躍の場を広げるための取組を進めることで、職場における男女共同参画の推進を図ります。



3. 計画の体系

基本目標		施策	
1	男女共同参画の意識を広げます	1-1	男女共同参画に関する意識啓発の推進
		1-2	男女平等を推進する学校教育の推進
		1-3	男女共同参画を支える社会教育の充実
2	困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます 困難女性支援計画	2-1	暴力根絶に向けた意識づくり
		2-2	暴力の被害に対する支援体制の整備
		2-3	多様化する困難に対する支援体制の整備
		2-4	こころの健康づくり
		2-5	困難を抱える方への福祉支援
3	あらゆる分野において男女共同参画を進めます	3-1	行政分野における男女共同参画の推進
		3-2	地域活動における男女共同参画の推進
		3-3	防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画の推進
4	男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます	4-1	健康保持・増進のための支援
		4-2	妊娠出産に関する健康支援
5	男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます 女性活躍推進計画	5-1	ワーク・ライフ・バランスの推進
		5-2	子育てを担う男女への支援
		5-3	働くことに関する情報の提供
		5-4	農業・商工業・科学技術分野における男女共同参画の推進

DV対策
基本計画

第4章 計画の内容

- 基本目標1 男女共同参画の意識を広げます
- 基本目標2 困難な状況にある方への支援に
男女共同参画の視点から取り組みます
- 基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を
進めます
- 基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための
取組を進めます
- 基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら
活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます

目標値の設定

基本目標1 男女共同参画の意識を広げます

施策1-1

男女共同参画に関する意識啓発の推進

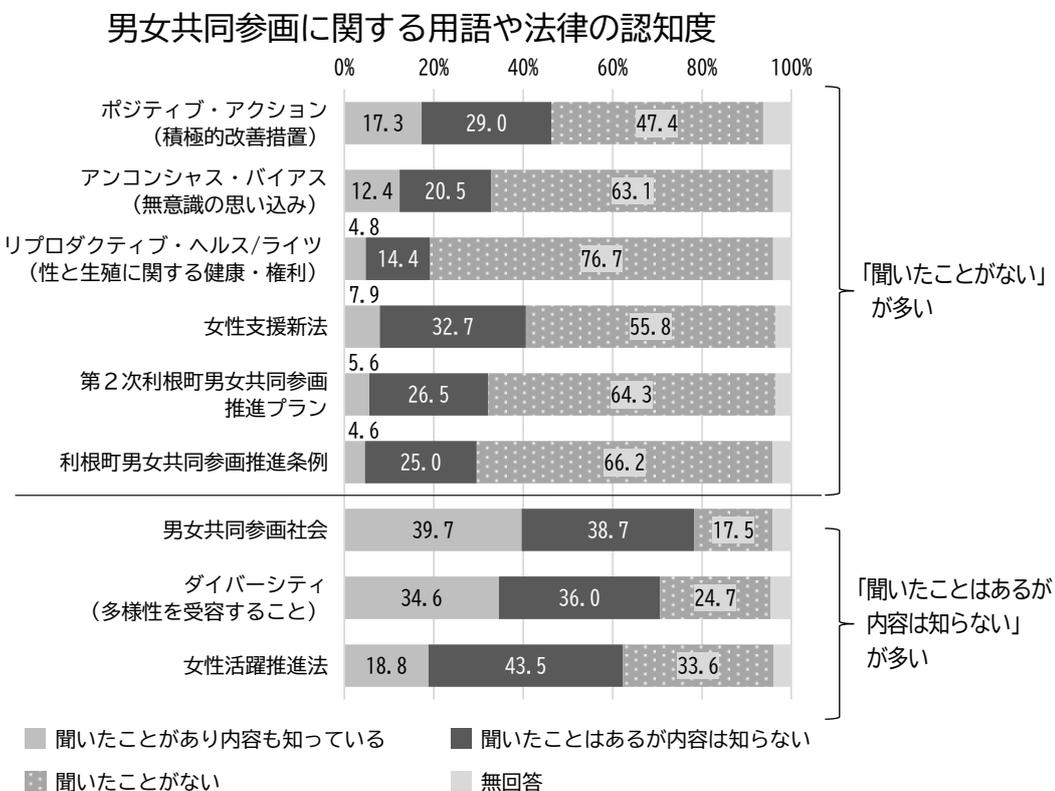
現状・課題



○「利根町男女共同参画推進プラン」「利根町男女共同参画推進条例」や、男女共同参画に関する意識を広げていくことが求められます。

アンケート調査の結果によると、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」「女性支援新法」「第2次利根町男女共同参画推進プラン」「利根町男女共同参画推進条例」について、「聞いたことがない」が多くなっています。

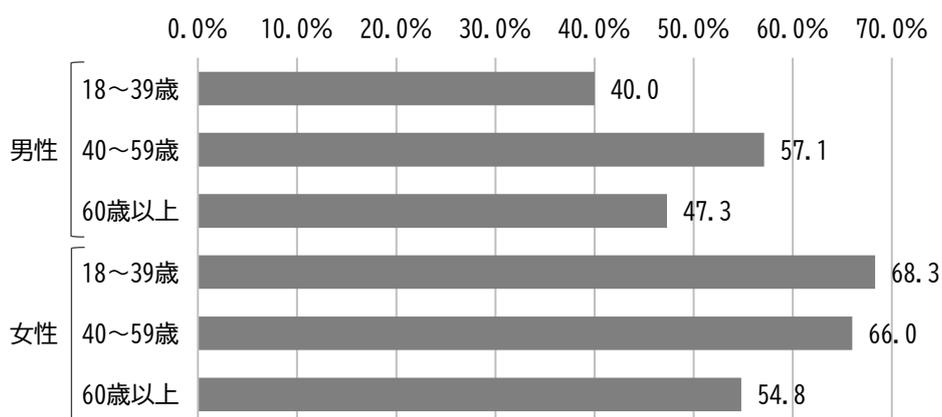
また、「男女共同参画社会」「ダイバーシティ（多様性を受容すること）」「女性活躍推進法」については、「聞いたことはあるが内容は知らない」が多くなっています。



○性別による固定的役割分担意識を解消し、意識の面で男女の地位を平等にするために取り組むことが求められます。

アンケート調査の結果によると、「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方に「そう思わない」と回答した割合は、特に男性で低くなっています。

「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方に「そう思わない」と回答した割合



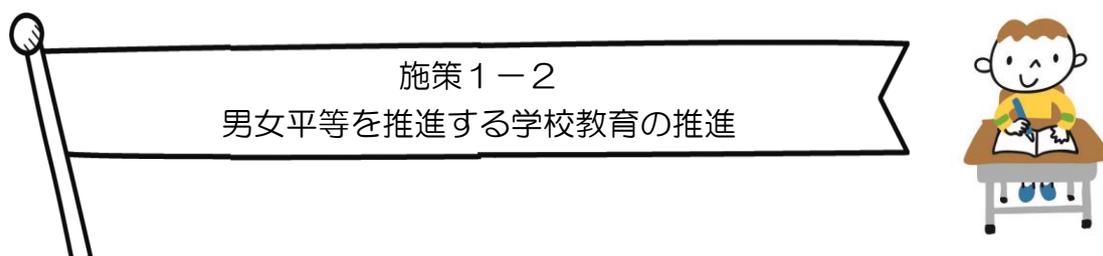
具体的取組

- ・男女共同参画関連の情報や各種研修会等の情報を積極的に発信し、男女共同参画に関する意識啓発に努めます。
- ・町民の男女共同参画に関する意識とその実態を把握し、施策に反映させるため、定期的に意識・実態調査を実施します。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画に関する情報の提供と普及啓発	男女共同参画に関連する情報や関連法令，国・県等が開催する各種セミナー等について，広報とね・町公式ホームページ・町公式SNS・イベント等で情報提供を行うことで，男女共同参画意識の啓発を図ります。	政策企画課
図書館活用による男女共同参画関係図書・資料の提供	図書館内の男女共同参画コーナーにて関連の図書やパンフレット，チラシ等を配置して情報を発信します。また，関連DVD等を館内で視聴できるよう設置し，男女共同参画の意識啓発を図ります。	生涯学習課
定期的な意識・実態調査の実施	5年ごとによる男女共同参画に関する意識・実態調査を実施します。	政策企画課

第4章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画の意識を広げます

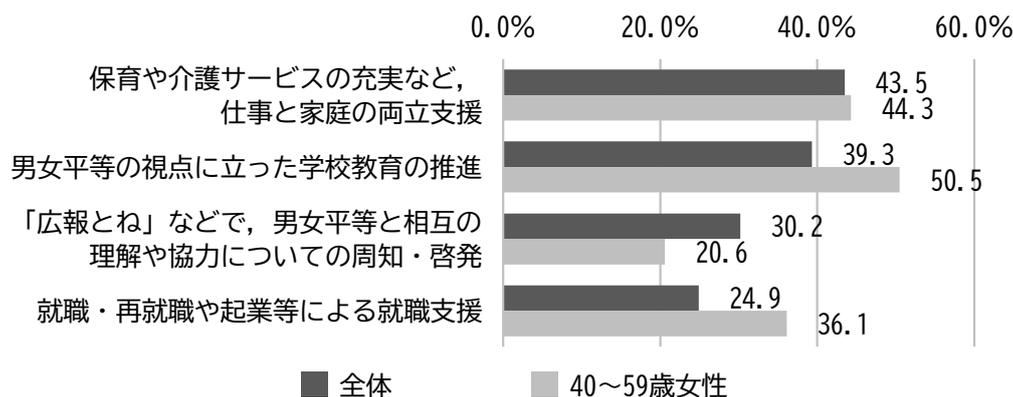


現状・課題

○男女平等の視点に立った学校教育の推進に力を入れて取り組んでいくことが、町民から求められています。

アンケート調査の結果によると、男女共同参画社会の実現に向けて町が力を入れて取り組んでいくべきこととして、「男女平等の視点に立った学校教育の推進」が39.3%と2番目に多くなっています。また、40～59歳の女性においては50.5%と最も多くなっており、町民からの期待が大きい分野となっています。

男女共同参画社会の実現に向けて力を入れていくべきだと思うこと



具体的取組

・小中学校において男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員への意識啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
人権教育の推進	人権について話し合う学習や人権に関する作品募集、クラスで人権標語を決定・発表する授業や、福祉施設との交流授業等、児童生徒の人権感覚や人権意識を高める学習の機会を提供します。	指導課
小中学校における適切な性に関する指導の実施	町内小中学校の保健体育等の授業において、健康や性に関する正しい知識を学習する機会を提供します。	指導課
教職員向け人権教育研修会の実施	人権教育指導についての共通理解を深めるとともに、指導力の向上を目指した研修を実施します。	指導課

施策1-3
男女共同参画を支える社会教育の充実



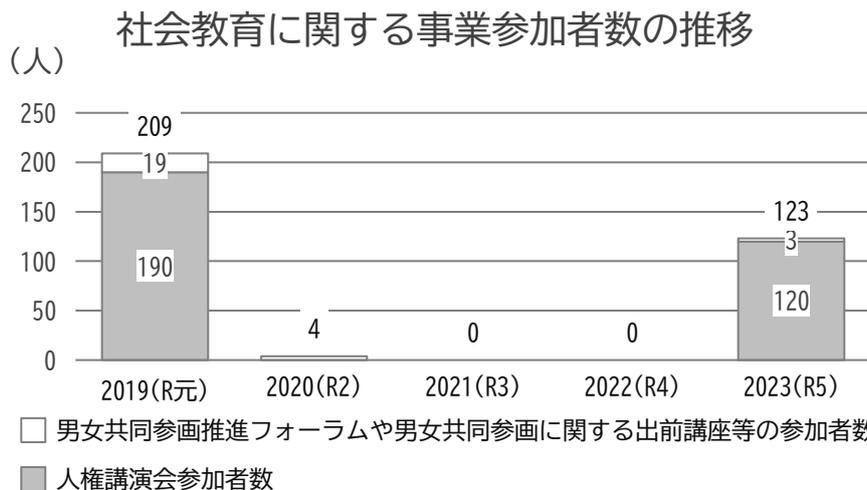
現状・課題

○コロナ禍で減少した男女共同参画に関する講座等への参加を増やし、意識醸成に取り組む必要があります。

本町では、人権問題講演会の開催や、男女共同参画に関する講座を出前講座のメニューに位置づけるなど、学習機会の確保に努めてきました。

一方で、近年は新型コロナウイルス感染症の流行により事業を実施していなかった時期が長く、流行前の水準と比べて活動頻度や参加者数が少なくなっています。

町民のニーズを踏まえながら、更なる社会教育事業の充実を図ることが求められます。



具体的取組

・男女共同参画に関する学習機会の充実を図るため、人権に関する講演会や講座等を実施し、町民の男女共同参画意識の醸成に努めます。

取組名	取組内容	担当課
人権に関する講演会の実施	人権に関する幅広い認識を深める機会となるよう、講演会等を開催し、町民が人権を尊重する意識の醸成を図ります。	福祉課
男女共同参画に関する出前講座の実施	茨城県と連携して、男女共同参画の意識啓発のための出前講座を実施します。	政策企画課

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-1
暴力根絶に向けた意識づくり

現状・課題

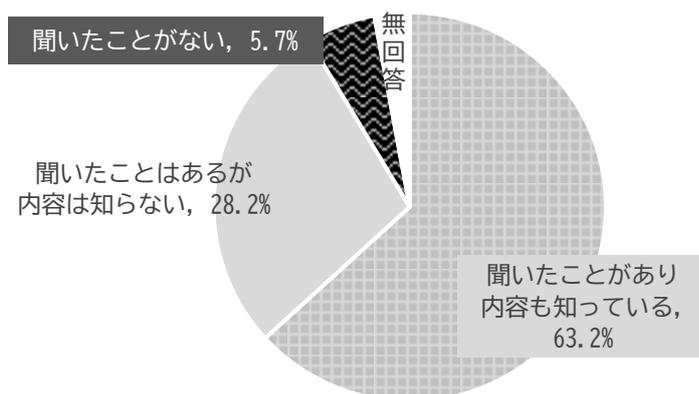


○「DV防止法」の内容は一定の周知が図られているものの、一層の浸透が求められます。

アンケート調査の結果によると、「DV防止法」について「聞いたことがあり内容も知っている」割合は町全体で63.2%と、一定の周知が図られています。

一方で、国の第5次男女共同参画基本計画の第5分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」においては、「暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない」と基本認識されており、意識づくりを通してあらゆる暴力の根絶に向けて取り組むことが求められています。

「DV防止法」の認知度



具体的取組

・重大な人権侵害である家庭内暴力や児童虐待等のあらゆる暴力を未然に防ぐため、法制度の周知や暴力を許さない意識の浸透に向けた啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスの根絶及びストーカー防止に関する啓発	ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人等の親密な関係者間での暴力）やストーカーは犯罪であるという意識の浸透を図るため、広報とねや町公式ホームページ等を通じて、啓発活動を行います。	福祉課 政策企画課
セクシュアル・ハラスメント根絶に関する啓発	職場や地域社会等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する情報を町公式ホームページ等で提供し、根絶に向けた啓発活動を実施します。	政策企画課
児童虐待の防止等に関する啓発	子どもの人権や児童虐待防止に向けた啓発を行います。	子育て支援課

〇〇 コラム DVの特徴（広報とね※ 令和6年2月号より抜粋） 〇〇



男女共同参画ってなあに？ Part 118

見えにくい被害～精神的な暴力について～

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは「親密な関係にあるパートナーからの暴力」のことを指します。DVというと、殴る・蹴るといった「身体的暴力」をイメージすることが多いかもしれませんが、例えば…

- ・外出しようとする怒鳴る
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」とののしる
- ・人前でバカにする
- ・話しかけても無視する など

このような言葉や態度で相手を追い詰める行為（精神的暴力）によって、心身に有害な影響を与えることも「DV」です。

DVにはサイクルがある

あなたはパートナーを「暴力さえなければ、本当は優しい人」と思うことはありませんか。
DVには、一般的にサイクルがあるとされています。



※広報とねのコラム「男女共同参画ってなあに？」にて毎月男女共同参画に関する内容を連載しています。

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-2

暴力の被害に対する支援体制の整備

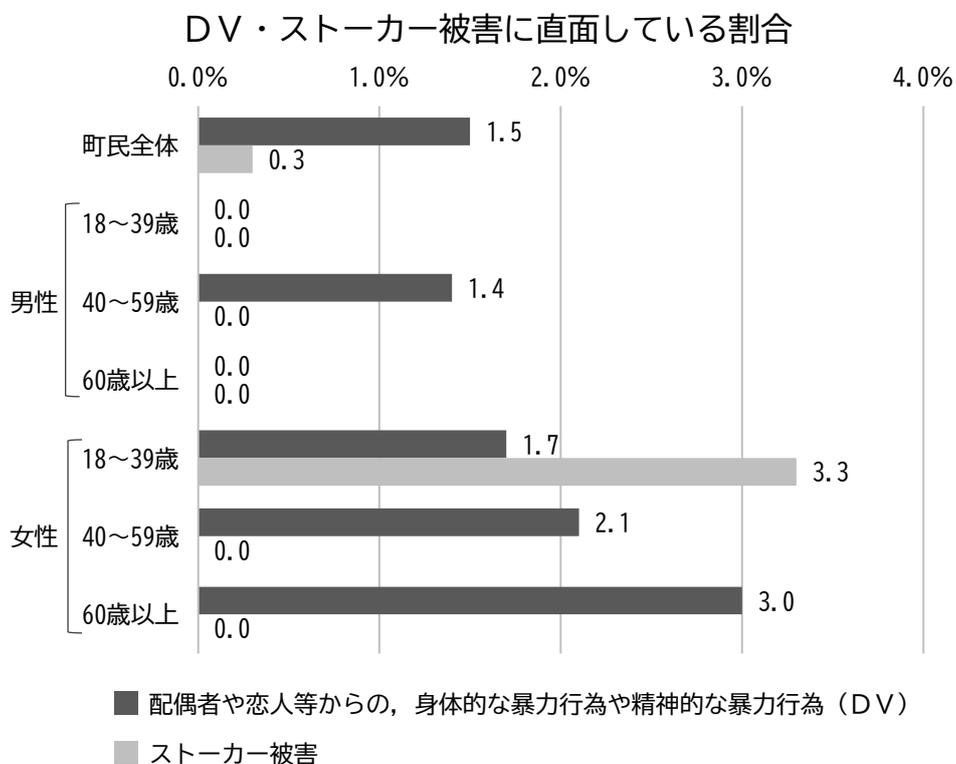
現状・課題



○DVに直面している割合は1.5%で、暴力の根絶に向けた取組と並行して暴力の被害に対する支援体制を整備することが求められます。

アンケート調査の結果によると、配偶者や恋人等からの、身体的な暴力行為や精神的な暴力行為（DV）に直面している割合は1.5%と根絶には至っておらず、多くが女性となっています。また、ストーカー被害に直面している割合は0.3%と全体では低いものの、18～39歳の女性に集中しています。

こうした暴力や、暴力につながる状況に直面する人を支援するための体制整備が求められます。



○被害者を一時的に保護する施設（シェルター）や相談窓口、自立支援の充実が求められています。

アンケート調査の結果によると、配偶者や恋人等のパートナーからの暴力防止や被害を受けた方を支援するために必要だと思ふ取組として、「被害者を一時的に保護する施設（シェルター）を増やす」「相談窓口を増やすなど相談しやすい条件整備をする」が全体で5割台と多くなっています。また、18～39歳の女性では「被害者に対する自立支援（子どもの教育、住宅の確保、就労支援等）を行う」が58.3%と最も多くなっています。

具体的取組

- ・あらゆる暴力の被害に対して、的確な相談ができるよう情報の収集に努め、被害者が安心して相談できるよう体制を整えます。また、茨城県等の被害者支援ネットワークにつなぐ等、被害者の安全を最優先に考えた支援に努めます。
- ・ドメスティック・バイオレンスの問題を抱えている家庭においては、児童虐待のリスクも高いことから、保健・医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、児童虐待の防止や早期発見・早期対応を推進します。

取組名	取組内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する相談体制の強化	関係課との連携により相談窓口の体制強化を図るとともに、問題解決に向けた質の高い相談や情報提供ができるよう人材育成を図ります。また、被害者情報の漏えいに留意し、秘密を厳守します。	福祉課 政策企画課
ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	茨城県等の関係機関との連携を強化することにより、緊急的・一時的な保護・支援を行います。また、加害者に対する被害者等の住民情報の閲覧制限等、被害者を守るための支援措置を行います。	福祉課 住民課
児童虐待の早期発見・早期対応	要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携しながら、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努め、よりよい育児環境づくりを図ります。	子育て支援課

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-3
多様化する困難に対する支援体制の整備

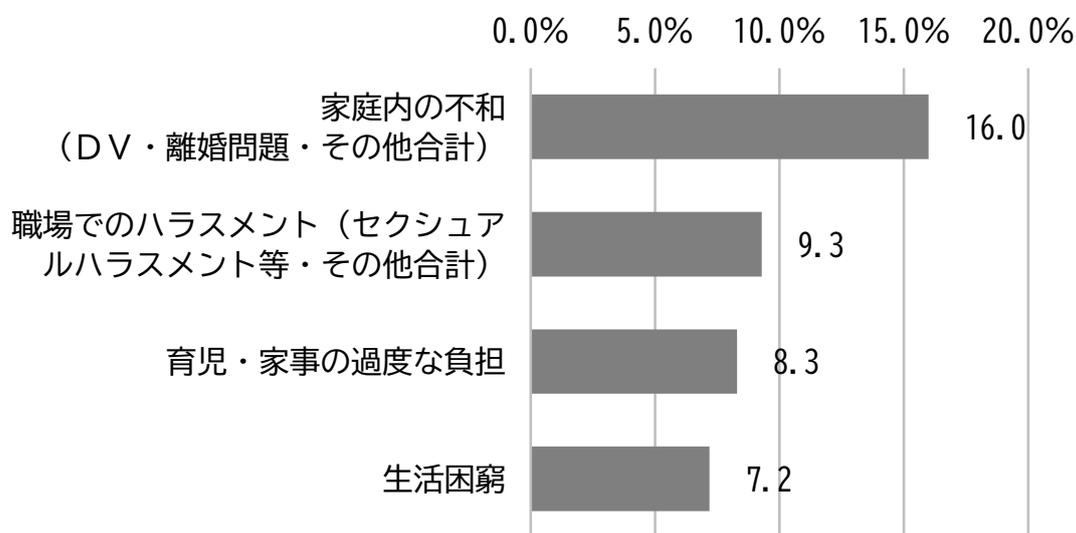
現状・課題



○社会課題が多様化する中で、相談窓口に関する周知を行いながら、支援体制の充実に努めることが求められています。

アンケート調査の結果によると、直面したことがある困難として、「育児・家事の過度な負担」「生活困窮」「家庭内の不和」「職場でのハラスメント」はいずれも5%を超えており、これらの近年、社会問題となっている課題に対して、相談窓口に関する周知や支援体制の充実に努めることが求められています。

直面したことがある困難

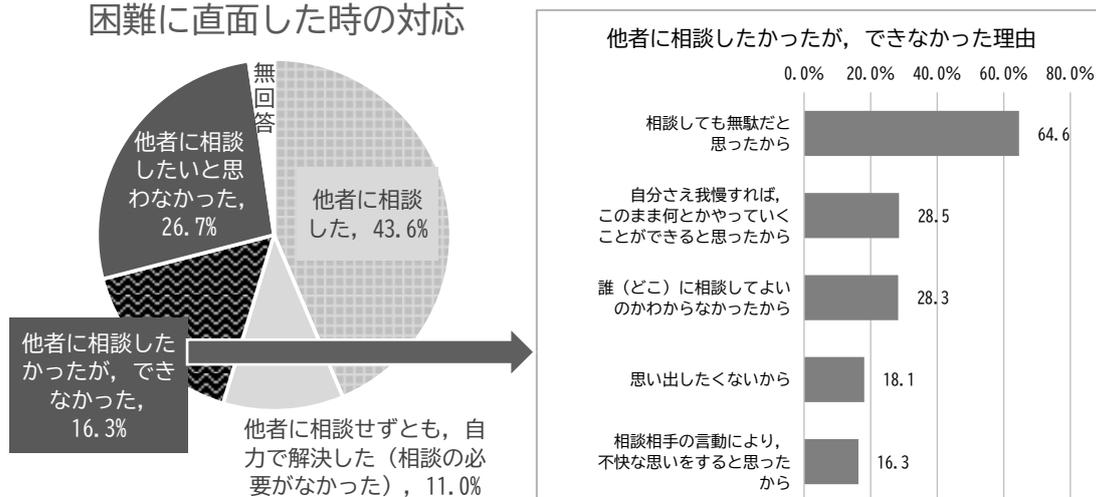


○困難な状況への対策として、相談支援に関する情報提供に取り組むことが求められます。

アンケート調査の結果によると、困難な状況に直面した時に「他者に相談したかったが、できなかった」割合は、全体で16.3%となっています。

その理由として、「相談しても無駄だと思ったから」が64.6%、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」が約3割となっており、相談支援に関する情報提供が求められています。

困難に直面した時の対応



具体的取組

・社会課題が多様化し、特に女性において深刻化しやすい家庭や社会の問題がみられる中で、相談支援を充実させ、人権や多様性が尊重される町の実現に取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
無料法律相談の実施	予約制により弁護士による相談を行います。	福祉課
人権相談の実施	人権問題等で困っている方を対象に相談窓口を開設し、人権擁護委員による人権相談を行います。	住民課
相談窓口の周知	茨城県で実施している、家庭の不和や人間関係等の相談支援及び、ダイバーシティに関する様々な心の悩みごとの相談支援に関する周知を行います。	政策企画課
性の多様性に関する啓発	LGBTQ等、性の多様性・ダイバーシティに関する理解を促進するための情報提供や啓発を行います。	政策企画課 福祉課
外国人への情報提供の充実	外国人住民の利便性の向上を目的として、外国語版町公式ホームページを充実させ、生活や防災情報等を提供します。	総務課 生涯学習課
国際交流に関する活動支援	ボランティア団体の支援等を通じて、地域における国際交流や文化の相互理解を促進し、外国人住民と共生する地域づくりを進めます。	生涯学習課

第4章 計画の内容

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-4 こころの健康づくり

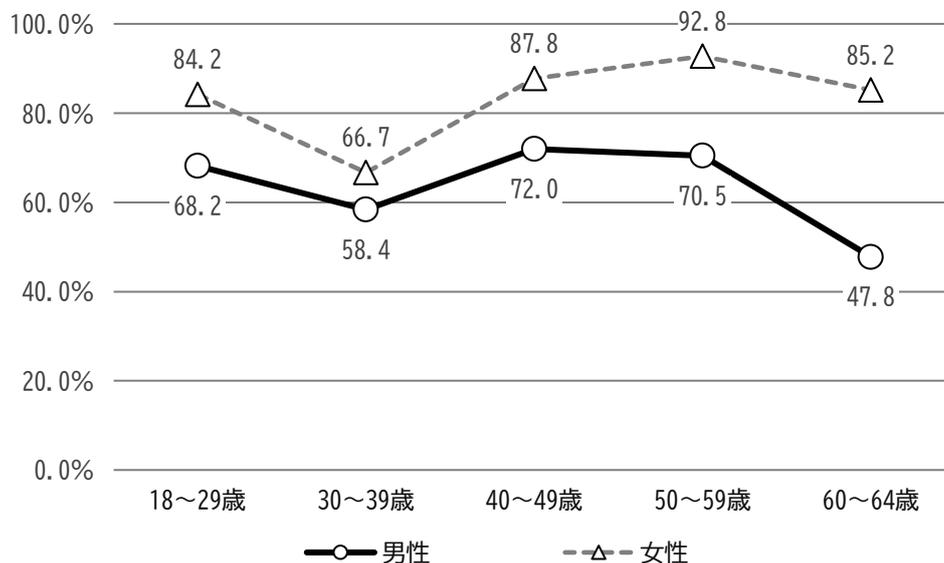
現状・課題



○男女共同参画の視点をもちながら、こころの健康づくりに取り組んでいくことが求められています。

アンケート調査（※健康とね21の策定に向けたアンケート・2024年（令和6年））の結果によると、不満・悩み・ストレスなどを感じている割合は、特に女性で高くなっており、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの視点から、こころの健康づくりや十分な休養の確保に向けた取組を進めていくことが求められています。

不満・悩み・ストレスなどを感じている割合



また、全国の小中高生の自殺者数（資料：厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」）や、不登校児童・生徒数（資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）はいずれも増加傾向にあり、学校においても不安をかかえる児童生徒へのケアに努めていくことが求められています。

具体的取組

- ・不安や悩みに対する相談体制，精神面のケアを充実するとともに，啓発活動を行うことで，こころの健康づくりや自殺対策を推進します。

取組名	取組内容	担当課
こころの健康づくりの推進	精神保健相談やこころの健康づくり講演会を実施します。また，自殺予防を目的としたゲートキーパー研修会の実施やこころの健康づくりカレンダーの作成及びメンタルヘルスチェック「こころの体温計」の活用を推進します。	保健福祉センター
児童生徒の教育相談の実施	教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し，不安や悩みをもつ児童生徒の心のケアを図ります。	指導課

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-5
困難を抱える方への福祉支援

現状・課題

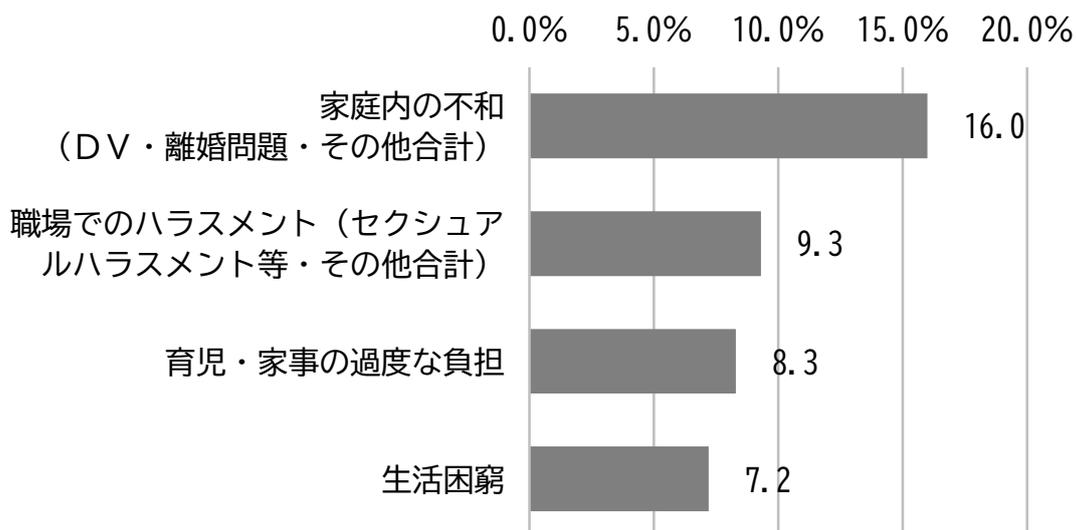


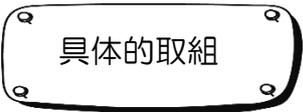
○町民が抱える課題が多様化するなかで、男女共同参画の視点をもって福祉分野の施策に取り組むことが求められています。

アンケート調査の結果によると、直面したことがある困難として「育児・家事の過度な負担」「生活困窮」「家庭内の不和」「職場でのハラスメント」が挙げられていますが、これらの課題の解決や、被害者の支援にあたっては福祉的な支援が必要になるケースも多いと考えられます。

多様化する困難に対して、男女共同参画の視点をもって福祉分野の施策に取り組むことが求められています。

直面したことがある困難（再掲）




 具体的取組

- ・高齢福祉，障がい福祉，地域福祉等，困難な状況に対応するための福祉分野の施策を，男女共同参画の視点をもって取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
障がい者への相談体制の充実	障がい者が家庭や地域社会の中で安心して生活できるよう，窓口や地域活動支援センターにおける相談支援のほか，身体障害者相談員や知的障害者相談員等によるピアカウンセリングを実施します。また，福祉サービス利用者全員に利用計画書を作成し，安心して福祉サービスが受けられる体制を整えます。	福祉課
自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進	町内小中学校に通う特別な支援を必要とする児童生徒に対し，サポートを行う特別支援教育支援員を配置することにより，個々の特別な支援を必要とする児童生徒に応じた適切な教育を実施します。	指導課
介護家族への支援	介護者の身体的・精神的負担を軽減できるよう「介護者のつどい」や介護講演会を実施するとともに，徘徊高齢者家族支援サービスによる支援を行うことで，介護と就労・家庭生活との両立を図ります。	福祉課
生活困窮者の相談窓口の設置	生活困窮者が，自立した生活ができるよう利根町社会福祉協議会に相談窓口を設置し，相談内容に応じた各種支援につなげます。	福祉課
児童扶養手当・ひとり親家庭への支援制度に関する情報提供	ひとり親家庭に対し，経済的負担の軽減を図るため，児童扶養手当や各種支援制度の周知と活用促進に努めます。	子育て支援課
要・準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由により利根町立小中学校での教育費の負担が困難な保護者に対し補助を行います。	学校教育課
ひとり親家庭への医療費の助成	ひとり親家庭の母子又は父子の方を対象に，所得が基準額以下の場合に，子が18歳になる年度の末日まで（重度障がいの場合及び高校在学の場合は子が20歳になる年度の末日まで）医療費の一部を助成します。	保険年金課

基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます

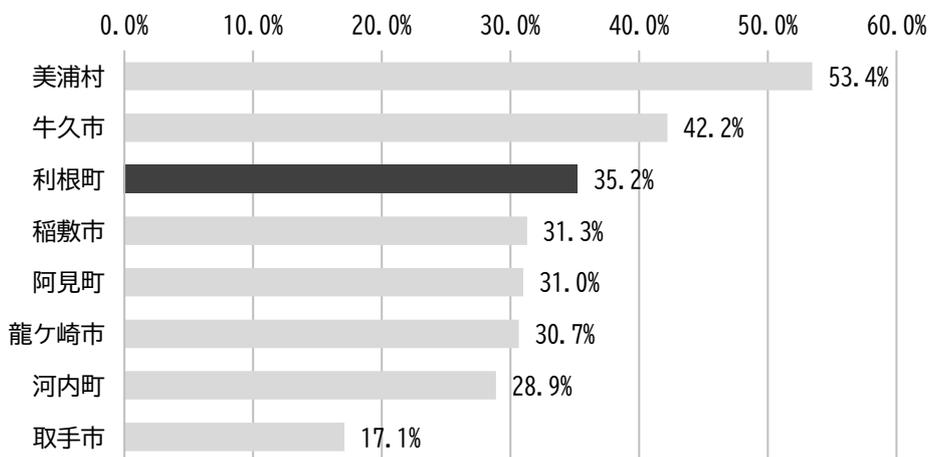


○役場における男女共同参画に関する指標では低いものもみられ、引き続き誰もが活躍できる職場づくりに取り組んでいくことが求められます。

町の係長相当職以上に占める女性の割合は、35.2%となっており、近隣市町村の中では比較的高い水準にあります。

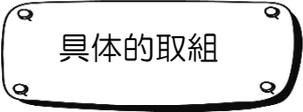
一方で、管理職における女性の割合や男性公務員の育児休業取得率は、母数が小さいものの近隣市町村より低い年も多く、役場における男女共同参画を引き続き進めていくことが求められます。

係長相当職以上に占める女性の割合
(令和5年4月1日時点)



資料：内閣府

地方公共団体における男女共同参画社会の
形成又は女性に関する施策の推進状況


 具体的取組

- ・ 附属機関等としての審議会等への女性の参画と女性職員の職域の拡大を図ります。
- ・ 男女がともに働きやすい職場となるよう職員への男女共同参画意識の啓発や育児休業・介護休業の取得促進に努めます。

取組名	取組内容	担当課
審議会等女性委員の積極的な登用	審議会等の政策・方針決定の場へ女性の参加を拡大するため、各種審議会等における女性委員構成割合の引き上げを図ります。	政策企画課 関係各課
女性職員の職域の拡大	性別にかかわらず能力に応じた適正な評価による、管理職への登用を図るほか、技術職等、幅広い分野へ女性職員を配置します。	総務課
職員への男女共同参画意識啓発	職員が男女共同参画の視点をもって事業に取り組めるよう、意識改革を図ります。	政策企画課
男性職員の育児休業・介護休業等取得促進	全庁的に育児・介護休業等の制度の周知を図るとともに、対象となる職員への働きかけを行い、男性職員の育児・介護休業等の取得を促進します。	総務課
職員におけるハラスメント根絶に向けた取組の実施	職員に対し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント根絶のための意識啓発を行います。また、相談窓口を設置します。	総務課

基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます

施策3-2
地域活動における男女共同参画の推進

現状・課題

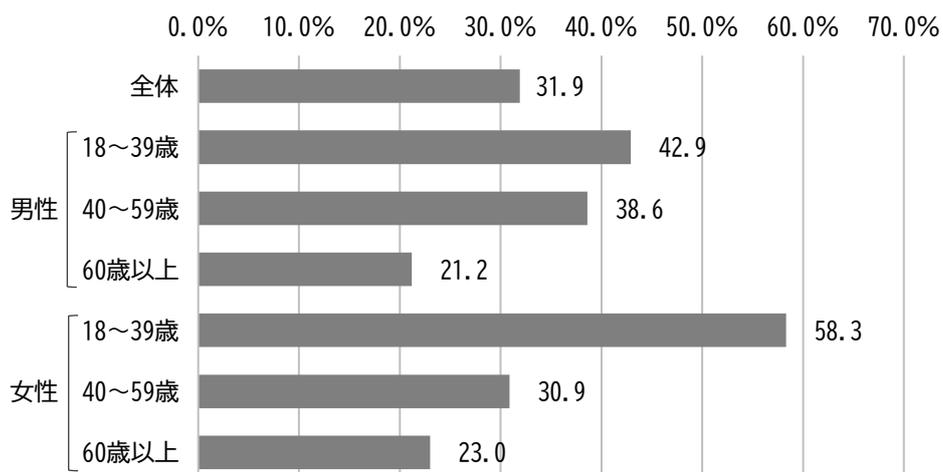


○地域活動に参加していない割合は男女ともに若い層で高く、ワーク・ライフ・バランスを確保しつつ地域活動への参加を促進していくことが求められています。

アンケート調査の結果によると、自治会・趣味やサークル等の地域活動について、「いずれも参加していない」と答えた割合は、全体で31.9%となっているのに対して、18～39歳の男性で42.9%、同年代の女性で58.3%と、若年層で地域活動への参加が少なくなっています。

地域活動に参加してみたいと思わない理由について、18～39歳では「仕事・学業・家事等が忙しいから」が特に多くなっており、仕事や家庭生活と両立しながら地域活動に参加しやすくするための取組が求められています。

地域活動に「いずれも参加していない」割合

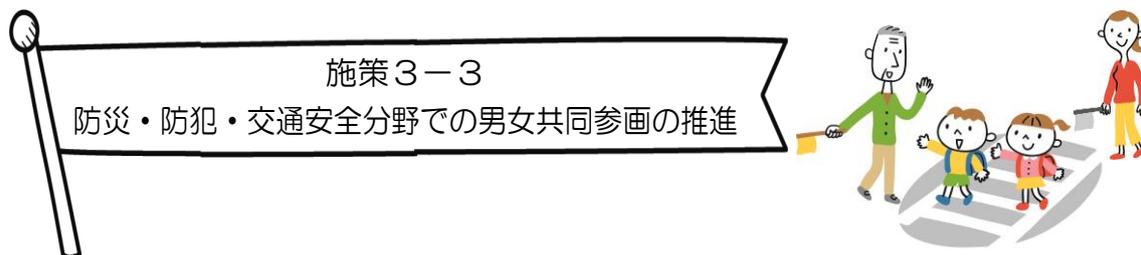



 具体的取組

- ・地域社会活動に対する理解が深まり，子どもから高齢者まで幅広い世代の町民が参加できるよう，情報提供や参加を促す意識啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
住民自治組織における男女共同参画意識の啓発	区長会の会議等において意識啓発や研修会等の情報提供を行い，住民自治組織活動における男女共同参画意識の醸成を図ります。また，区長等の推薦時に，女性の区長や班長を推薦していただけるよう啓発を行います。	総務課
大学連携事業による地域の活性化	日本ウェルネススポーツ大学の学生や教授等のもつ専門知識を活用し，地域住民や子どもたちとのスポーツや健康づくり等を通じた交流を図ります。	政策企画課 関係各課
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	男性・女性それぞれにとって興味をもちやすい内容の講座の開催や，働く男女が参加しやすい土・日曜日，夜間における講座の開催，ふれあい楽集バンク事業の推進等を通して，男女がともに学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
男女（みんな）の参加による美化活動の推進	クリーン作戦，霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦等の地域活動に参加することで，環境美化とともに町民相互の交流を図ります。	生活環境課
地域活動における固定的役割分担意識解消の啓発	性別による固定的役割分担意識の解消を図り，男女ともに地域活動への積極的な参加を促進するための啓発を行います。	政策企画課

基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます



現状・課題

○防災・防犯・交通安全の各分野において、男女がともに力を発揮し、安心できる環境づくりが求められています。

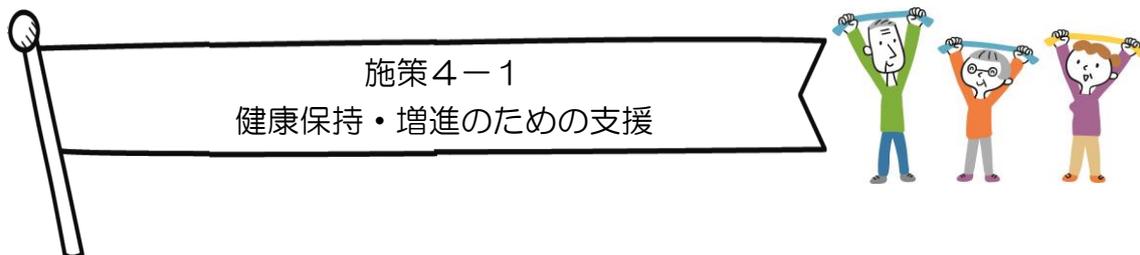
近年、自然災害による被害の激甚化や地域の防犯・交通安全活動の担い手の減少等の社会課題が全国的に発生している中で、本町においても安心して暮らせる地域づくりに向けて男女が協力しながら取り組んでいくことが求められています。

具体的取組

- ・男女がともに防災・防犯・交通安全活動に参加することで、安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・災害時における対応にあたって女性の視点を取り入れ、様々な人々に配慮した防災体制を整えます。

取組名	取組内容	担当課
女性防災士の育成及び活動の推進	災害時のきめ細やかな対応や、女性目線での発想等を、平時や災害時に発揮してもらうためにも、地域防災リーダーとして期待される女性防災士の育成に取り組みます。	防災危機管理課
地域の防災活動への女性の積極的な参加促進	女性や乳幼児にも配慮した避難対策が講じられるよう、自主防災組織や住民自治組織への女性の積極的な参加促進を図ります。	防災危機管理課
男女（みんな）の参加による防犯活動の推進	男女がともに能力を活かしながら防犯活動に取り組めるよう、積極的な町民の参加を促します。	防災危機管理課
交通安全教育の実施	交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会、利根町ネットワーク協議会が連携し、男女それぞれの視点から交通安全の啓発を行います。	防災危機管理課

基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます

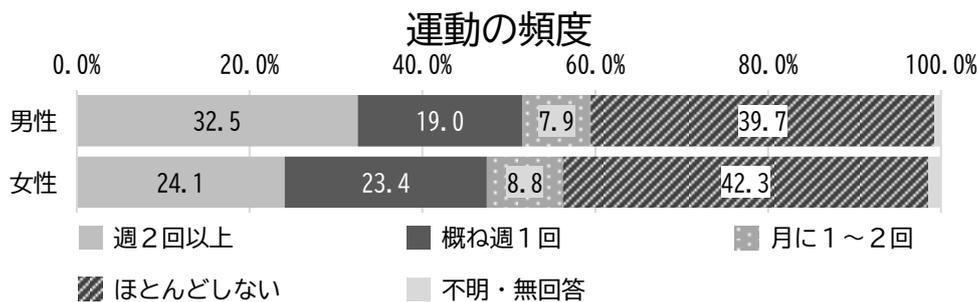


現状・課題

○健康づくりの習慣を一層広げていくことが求められています。

アンケート調査（※健康づくりとね21の策定に向けたアンケート・令和6年）の結果によると、30分以上の運動を、概ね週1回以上取り入れている割合は、男女ともに約5割となっています。

また、運動を「ほとんどしない」理由としては、「時間がない」が48.6%と最も多く、次いで「必要性を感じているがやる気がでない」が27.0%となっており、無理なく始められる運動の機会づくりが求められています。



具体的取組

・男女が自らの健康保持のために、積極的に体力向上等の活動に取り組めるよう支援します。

取組名	取組内容	担当課
スポーツ振興と推進体制の充実	地域に根ざしたスポーツを推進するため、スポーツ協会やスポーツ少年団を支援します。また、地域のスポーツの発展に寄与することを目的に、スポーツ推進委員等に、多様なスポーツの指導者を委嘱することにより推進体制の一層の充実を図ります。	生涯学習課
スポーツイベントの開催	町民の健康増進及び交流機会の提供を目的とした、誰もが気軽に参加できるスポーツの祭典として町民運動会を実施します。また、スポーツを通じた健康増進と、近隣地域とのコミュニケーションを図るためにウォーキング大会や駅伝大会を実施します。	生涯学習課

第4章 計画の内容

基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます

施策4-2 妊娠出産に関する健康支援

現状・課題

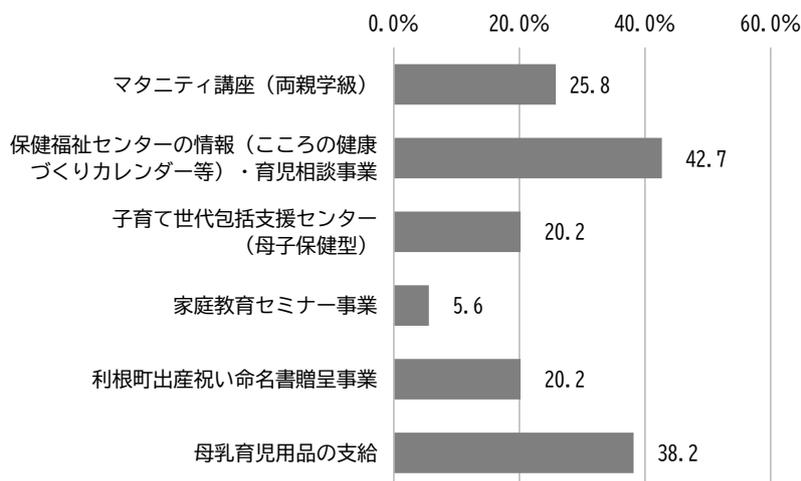


○母子保健や出産期における健康保持に関する事業について、利用率が低いものもみられ、一層の情報提供が求められています。

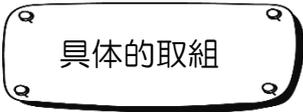
アンケート調査（※第3期利根町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査・2023年度（令和5年度））の結果によると、未就学児保護者のうち「マタニティ講座」「子育て世代包括支援センター（母子保健型）」を利用したことがある割合はいずれも2割台、「保健福祉センターの情報・育児相談事業」を利用したことがある割合は約4割となっています。

誰もが切れ目のない支援を受けられるよう、情報提供に取り組むことで利用率を一層向上させることが求められます。

各事業を利用したことがある保護者の割合



※「子育て世代包括支援センター（母子保健型）」は、調査実施時点（2023年度（令和5年度））の名称であり、2024年度（令和6年度）より「こども家庭センター」として運営しています。


 具体的取組

- ・妊娠出産に関する知識の普及や母子・乳幼児の健康管理の向上を図るための支援に努めます。

取組名	取組内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届出を行った妊婦に対して妊娠・出産・育児まで一貫して、健康状態等を記録する手帳を交付します。交付時には全員と面接を行い、妊娠中から今後の生活についての相談や必要なサービスの紹介をします。	子育て支援課
妊産婦への医療費の助成	妊産婦の方を対象に、妊娠届出をした（母子手帳交付を受けた）月の属する初日から、出産の翌月末まで、所得制限を設けず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成します。	保険年金課
妊産婦健康診査及び妊産婦保健指導の実施	女性のからだに多くの変化を伴う妊娠出産の経過を不安なく過ごせるよう、妊娠中に必要な健康診査の費用を一部助成し妊産婦健康診査の受診を促します。また、妊産婦やその家族に対し、妊娠出産の悩みについて相談に応じたり、保健指導、家庭訪問等を行います。支援が必要な人には同意を得て関係課や医療機関と連携をとり支援を開始します。	子育て支援課
マタニティスクール（両親学級）の実施	妊産婦やその夫・家族に対して妊娠・出産・育児についての知識の普及や実技体験を通して、親になるための準備をする機会を提供します。また、父親の育児参加や参加者同士の仲間づくりを促します。	子育て支援課
新生児訪問の実施	新生児とその親に対して、成長・発達の確認や育児等について訪問指導を行います。	子育て支援課
乳幼児健康診査・乳幼児訪問指導の実施	乳幼児期の総合的な健康診査を実施します。また、乳幼児やその親を対象に訪問指導を行います。	子育て支援課
こども家庭センターの運営	母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行うために、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで、切れ目のない支援を行います。	子育て支援課
不育症治療費の助成	不育症検査や治療を受けた夫婦に費用の一部助成を行います。	子育て支援課

基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます

施策5-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状・課題

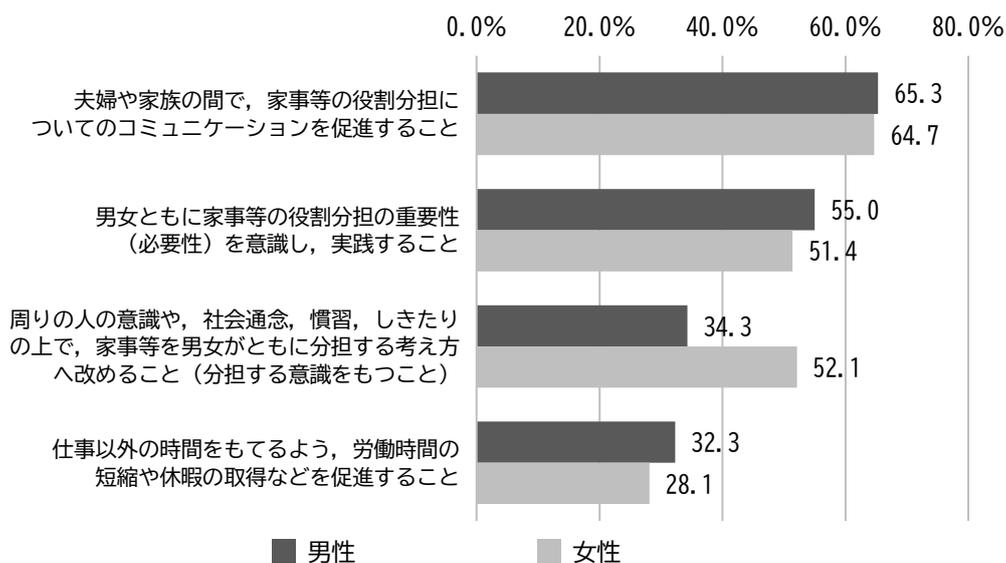


○家庭で男女がともに役割を分担しながら生活していくために、コミュニケーションの促進とともに、社会全体における意識醸成が求められます。

アンケート調査の結果によると、家庭で男女がともに役割を分担しながら生活していくために必要なこととして、「夫婦や家族の間で、家事等の役割分担についてのコミュニケーションを促進すること」「男女ともに家事等の役割分担の重要性を意識し、実践すること」が男女ともに多くなっています。

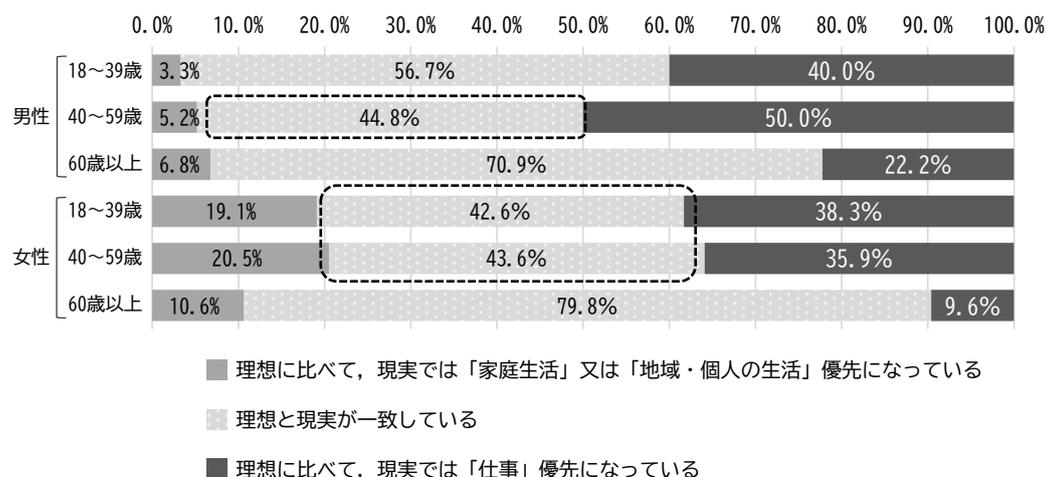
また、「仕事以外の時間をもてるよう、労働時間の短縮や休暇の取得などを促進すること」では女性より男性で 4.2 ポイント多く、「周りの人の意識や、社会通念、慣習、しきたりの上で、家事等を男女がともに分担する考え方へ改めること」では男性より女性で 17.8 ポイント多くなっており、男女で割合に差がみられる項目もあります。

家庭で男女がともに役割を分担しながら生活していくために必要なこと



○「仕事」と、「家庭又は地域・個人の生活」のバランスについて、現在の状況と理想を比べると、今後、「家庭又は地域・個人の生活」をさらに優先したいという回答が多くなっています。

アンケート調査の結果によると、「仕事」と、「家庭又は地域・個人の生活」のバランスについて、現在の状況と理想が一致している割合は、39歳以下の女性と、40～59歳の男女では、4割台にとどまっています。



具体的取組

・町民がやりがいや充実感をもって働き、健康的でゆとりのある生活を送るためには、仕事と生活の調和が必要なこと、また、仕事と生活の調和を実現するための、仕事優先の働き方の見直しや男性が家事や子育て等へ積極的に参加することへの必要性について、意識啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	広報とねや町公式ホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての考え方や、国や地方自治体、企業等の取組を紹介し、啓発活動を行います。	政策企画課
育児・介護休業制度の周知	町民・事業者に対し、育児・介護休業制度を周知し、取得の促進を図ります。	政策企画課
家庭生活における固定的役割分担意識解消の啓発	性別による固定的役割分担意識の解消を図り、男女ともに家庭生活への積極的な参加を促進するための啓発を行います。	政策企画課

基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます

施策5-2
子育てを担う男女への支援

現状・課題

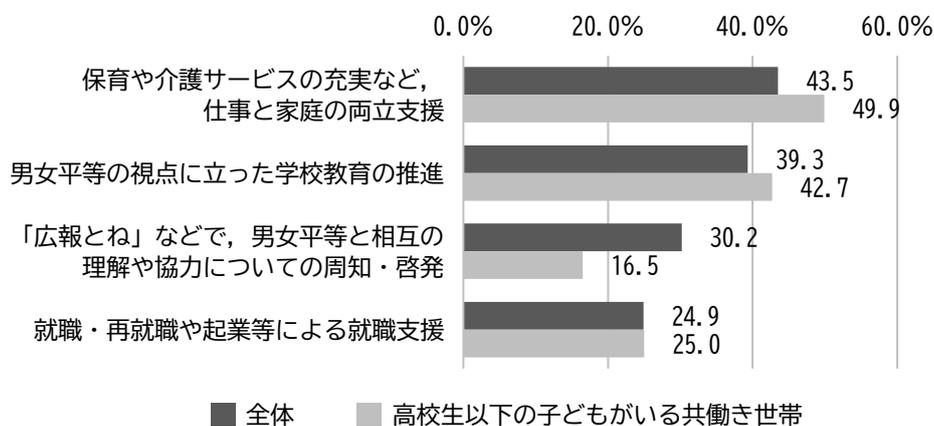


○男女共同参画社会の実現に向けて、子育て世帯のニーズに応えた支援が求められます。

アンケート調査の結果によると、男女共同参画社会の実現に向けて、今後、町が特に力を入れていくべきこととして、高校生以下の子どもがいる共働き世帯では、「保育や介護サービスの充実など、仕事と家庭の両立支援」が49.9%と最も多くなっています。

男女共同参画社会の実現に向けて、子育て世帯のニーズに応えた支援体制の充実が求められます。

男女共同参画社会の実現に向けて力を入れていくべきだと思うこと



具体的取組

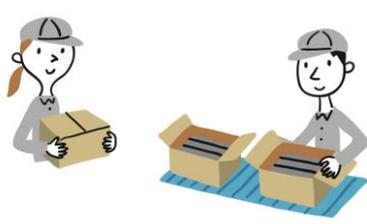
- ・子育て家庭を対象に、子育てに関する相談や情報交換等の交流の場を提供する等、総合的な支援に努めます。
- ・仕事と子育ての両立を支援するため、子どもが安全に健やかに育つ環境整備を行い、保育サービスの充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
子育て支援情報の周知	子育て関連の情報を町公式ホームページにおいて一元的に提供します。また、年度ごとに子育て支援制度の情報に特化したガイドブックの作成・配布を行います。	子育て支援課 関係各課
育児相談の実施	乳幼児とその親を対象として子育ての相談を行います。また、親同士の情報交換や交流の場を提供します。(育児相談・わいわいサロン・4～5ヶ月児相談・7～8ヶ月児相談等)	子育て支援課
親子発達相談の実施	未就学児を対象として、心身の発達に遅れがある子どもの成長を促すため、個別の療育指導を行います。	子育て支援課
ブックスタート事業の推進	乳幼児期から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ります。4～5ヶ月児相談の際に絵本の読み聞かせとファーストブックを贈ります。	生涯学習課
とね子育て支援センターの運営	とね子育て支援センター(文間保育園内)にて子育て家庭を対象に、交流の場の提供や育児相談、子育てサークルの育成支援等を行います。	子育て支援課
家庭教育セミナーの実施	小中学校児童生徒の保護者を対象に家庭教育セミナーを開設し、講話・移動学習・栄養学習・健康体操等を実施します。	生涯学習課
ふれあい体験教室の開催	親子での体験活動を通して絆を深めるとともに、家庭における教育力を高めるための支援をします。また、参加者間における交流、情報交換の機会を提供します。	生涯学習課
わくわく体験教室の開催	自主性、協調性をもった子どもを育てることを目的として、自然体験活動の機会を提供します。	生涯学習課
子どもへの医療費の助成	出生の日から高校生相当年齢(18歳になる年度の末日まで)の子どもに対し、所得制限を設けず、医療費をすべて助成します。	保険年金課
子育て短期支援事業の推進	保護者の病気等の理由により、家庭における養育を受けることが一時的に困難となった児童を、一定期間養育又は保護を行います。	子育て支援課
多様な保育事業の充実	子育て中の保護者が安心して働けるよう、低年齢児、障がい児保育、延長保育、一時預かり、病児保育等の、保護者の就労形態の多様化に対応した多様な保育事業の充実を図ります。	子育て支援課
児童クラブの推進	就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、専用施設や学校の空き教室等で放課後児童支援員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課

基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます

施策5-3
働くことに関する情報の提供

現状・課題



○職場における男女共同参画の実現に向けて、意識啓発や情報提供等に取り組んでいくことが求められています。

男女共同参画社会の実現に向けては、就職にあたっての支援だけでなく、就職した後も性別にかかわらず個性や能力を発揮し、安心して働き続けられる環境づくりが不可欠です。

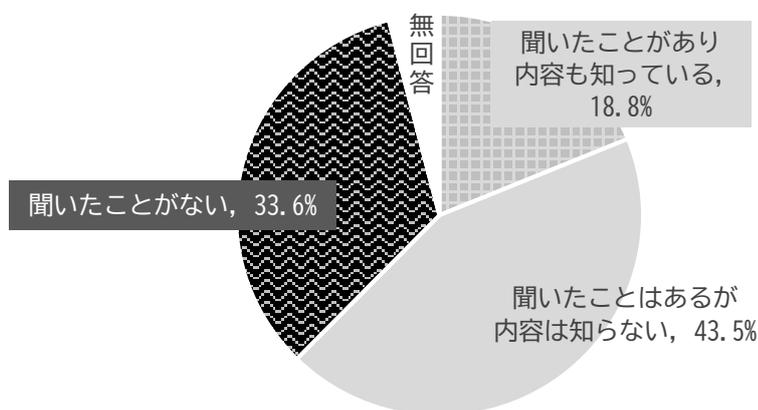
アンケート調査の結果によると、こうした環境づくりを進めるための法律である「女性活躍推進法」を内容まで知っている割合は18.8%となっています。

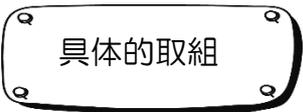
また、男女共同参画社会の実現に向けて、今後、町が特に力を入れていくこととして、「就職・再就職や起業等による就職支援」は、18~39歳・40~59歳の男女別各区分で3~4割程度となっており、各区分において第2位から第4位と、ニーズが比較的高い分野となっています。

あわせて、国勢調査によると、利根町においては管理的職業に就く女性が少ない傾向にあります。

これらを踏まえて、男女が職業生活において一層活躍の場を広げるために、就職に関することやスキルアップ（職業能力開発等）に関する情報提供に取り組むことが求められます。

「女性活躍推進法」の認知度




 具体的取組

・労働に関する法律や制度等の周知啓発に努め、職場における性別による固定的役割分担意識を改善するための啓発を行うとともに、就職・再就職や起業、スキルアップ等に向けた情報提供に取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画や労働に関する制度・法令の町民への周知	広報とねや町公式ホームページ等を通じて、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法、女性活躍推進法等の法令について、情報提供を行います。	政策企画課
就労に関する法律・制度の周知	男女雇用機会均等法やパートタイム労働法、女性活躍推進法等、事業者に向けて、男女が働くことと密接に関わる法律や制度の周知を図ります。	まち未来創造課
就職・再就職に関する情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職・再就職のための情報を提供します。	まち未来創造課
女性の再就職・起業に関する研修・講座情報の提供	茨城県等が主催する再就職や起業に関する講座・研修等の情報提供を行い、参加促進を図ります。	まち未来創造課
スキルアップを目指す人のための講座・セミナーの周知	茨城県等が主催する職業能力開発や技能向上に関する講座・研修会等の情報提供を行い、参加促進を図ります。	まち未来創造課
就職相談から職業紹介までのワンストップサービスに関する情報の提供	茨城県で開設した、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、若者や女性、中高年齢者等の就職希望者に対し、就職相談から職業紹介までのサービスをワンストップで実施している情報の提供を行います。	まち未来創造課

具体的取組

- ・本町の農業・商工業の状況や、科学技術分野における女性の一層の活躍に向けたニーズを踏まえながら、女性が活躍の場を広げられるよう、各分野における男女共同参画の推進を図ります。

取組名	取組内容	担当課
女性農業者への支援	女性農業者が農業で活躍している情報を提供し、働きやすい環境づくりのための研修会等の周知啓発を図ります。	農業政策課
家族経営協定の周知・締結に向けた支援	家族経営協定を推進し、家庭での就業環境を見直してもらうことで、男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。 また、商工業分野においては、本町には家族経営の自営業者が多いことから、家族みんなが意欲とやり甲斐をもって経営に参加できる職場環境づくりへの周知啓発を図ります。	農業政策課 まち未来創造課
理工系分野への女性活躍の推進に関する啓発	女性の少ない理工系分野への興味・関心を促進し、進路選択の幅が広がるよう、広報とねや町公式ホームページ等を通じて、啓発活動を行います。	政策企画課

第4章 計画の内容

目標値の設定

本プランの推進にあたって、下記のとおり目標値を設定します。

施策	指標	現状値 (2024年度)	目標値 (2029年度)
プラン全体	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	13.1%	30.0%
1-1	男女共同参画社会という言葉を知っている市民の割合	39.7%	50.0%
	「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方に「そう思わない」と回答した市民の割合	54.6%	65.0%
1-2	児童生徒の人権感覚や人権意識を高めることを目的とした人権教育の実施回数	6回 (2023年度)	10回
1-3	男女共同参画に関する講座等の参加者数	123人 (2023年度)	160人
2-1	「DV防止法」という言葉を知っている市民の割合	63.2%	70.0%
2-3	困難な状況に直面した時に、「相談したかったが、できなかった」割合	16.3%	10.0%
3-1	審議会等への女性委員の登用割合	28.2% (2023年度)	35.0%
	町職員の係長相当職以上に占める女性の割合	33.7% (2023年度)	40.0%
	男性職員の育児休業取得率	66.7% (2023年度)	70.0%
3-2	自治会などの地域社会において男女が平等だと思う人の割合	21.4%	30.0%
5-1	ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている市民の割合	45.2%	55.0%
	「仕事」と、「家庭又は地域・個人の生活」のバランスについて、現在の状況と理想が一致している割合	48.2%	60.0%
5-3	女性活躍推進法という言葉を知っている市民の割合	18.8%	25.0%

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識
2. 総合的な推進体制
3. 進行管理の確認

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために、すべての町職員が男女共同参画を推進する意識をもち、あらゆる施策でその視点を取り入れていくことが重要です。

また、町民の参加や意見は、取組を進めるうえで大きな力となることから、町民に対し男女共同参画に対する理解を促し、意見を広く収集することにより、あらゆる施策に反映させ計画を推進します。

2. 総合的な推進体制

男女共同参画の推進に向けた、関係課の連携や進捗管理を進めるために、「利根町男女共同参画推進本部」及び、その下部組織としてワーキングチームを開催します。

また、町民と協働して施策を推進していくために、利根町男女共同参画推進条例第19条に基づく「利根町男女共同参画推進委員会」を開催し、町民参加による計画策定や各施策に関する協議を行います。

さらに、町単独で行うことが困難な広域的・専門的な取組については、国や県に指導や助言、協力を仰ぎながら、連携して施策を推進します。

3. 進行管理の確認

利根町男女共同参画推進条例第18条に基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、推進委員会において調査審議したうえで、報告書は広く町民に公表します。

資料編

- ①第3次利根町男女共同参画推進プラン策定の経過
- ②男女共同参画社会住民アンケート調査結果
- ③利根町男女共同参画推進条例
- ④利根町男女共同参画推進委員会委員名簿
- ⑤利根町男女共同参画推進本部設置規程
- ⑥利根町男女共同参画推進本部委員名簿
- ⑦利根町男女共同参画推進本部ワーキングチーム委員名簿
- ⑧茨城県男女共同参画推進条例（抜粋）
- ⑨男女共同参画社会基本法（抜粋）
- ⑩配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）
- ⑪女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）
- ⑫困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）

①第3次利根町男女共同参画推進プラン策定の経過

年	月日	内容
2024年 (令和6年)	6月25日	令和6年度第1回利根町男女共同参画推進ワーキングチーム ・令和6年度利根町男女共同参画推進事業計画について ・第2次利根町男女共同参画推進プラン年次報告等について ・第2次利根町男女共同参画推進プラン見直しについて
	7月3日	令和6年度第1回利根町男女共同参画推進本部 ・第2次利根町男女共同参画推進プラン年次報告等について ・第2次利根町男女共同参画推進プラン見直しについて
	7月17日	令和6年度第2回利根町男女共同参画推進ワーキングチーム(書面開催) ・男女共同参画社会住民アンケート調査票(案)について
	8月1日	令和6年度第2回利根町男女共同参画推進本部 ・第3次利根町男女共同参画推進プランの策定について ・男女共同参画社会住民アンケート調査票(案)について
	8月7日	令和6年度第1回利根町男女共同参画推進委員会 ・令和6年度利根町男女共同参画推進委員会事業計画について ・第2次利根町男女共同参画推進プラン年次報告等について ・第2次利根町男女共同参画推進プラン見直しについて ・第3次利根町男女共同参画推進プラン策定について ・男女共同参画社会住民アンケート調査票(案)について ・令和6年度男女共同参画啓発イベントについて
	9月~10月	男女共同参画社会住民アンケート調査の実施
	10月9日	令和6年度第2回利根町男女共同参画推進委員会 ・令和6年度男女共同参画啓発イベントについて
	11月6日	令和6年度第3回利根町男女共同参画推進本部 ・男女共同参画社会住民アンケート調査結果及び第3次利根町男女共同参画推進プランの策定について
	11月27日	令和6年度第3回利根町男女共同参画推進ワーキングチーム(書面開催) ・第3次利根町男女共同参画推進プラン策定に係る議事について
	12月3日	令和6年度第4回利根町男女共同参画推進本部 ・第3次利根町男女共同参画推進プラン(素案)について ・パブリックコメントについて
	12月18日	令和6年度第3回利根町男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画社会住民アンケート調査結果及び第3次利根町男女共同参画推進プラン(素案)について ・パブリックコメントについて
	12月26日 ~1月24日	「第3次利根町男女共同参画推進プラン(2025~2029)(素案)」に係るパブリックコメントの実施
	2025年 (令和7年)	2月3日
2月5日		令和6年度第5回利根町男女共同参画推進本部 ・パブリックコメントの実施結果について ・第3次利根町男女共同参画推進プラン 確定案について
2月26日		令和6年度第4回利根町男女共同参画推進委員会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第3次利根町男女共同参画推進プラン(確定案)及び概要版について ・令和6年度利根町男女共同参画啓発イベント(11/3)の報告 ・令和6年度利根町男女共同参画推進委員会事業報告について

②男女共同参画社会住民アンケート調査結果

1. 調査概要

対象者	利根町在住の満18歳以上の男女2,000人
抽出方法	性・年代別の6区分での層化抽出法を用いて抽出
調査方法	郵送による配布，回答は郵送もしくはインターネット
調査期間	2024年（令和6年）9月11日から9月26日まで （WEBは10月10日まで延長）

2. 回収結果

標本数	2,000票
回答者数	547票
回収率	27.4%

3. 集計結果

※抽出方法を性・年代別の区分に基づく層化抽出法によって行ったため，F1・F2以外の集計結果については，町の実際の性・年代別人口比をもとに補正を行ったウェイトバック集計値を掲載します。

F1. あなたの性別は。(○は1つ)

No.	カテゴリ	(全体)%
1	男性	45.9
2	女性	53.4
3	回答しない	0.4
	無回答	0.4

F2. あなたの年齢は。(○は1つ)

No.	カテゴリ	(全体)%
1	20歳未満	1.1
2	20～29歳	6.6
3	30～39歳	9.7
4	40～49歳	11.9
5	50～59歳	18.8
6	60～69歳	16.1
7	70歳以上	35.6
	無回答	0.2

F3. あなたの職業は。(主たる職業1つだけに○)

No.	カテゴリ	(全体)%
1	会社員・公務員・団体職員	34.1
2	自営業	7.4
3	アルバイト・パート	15.3
4	農業・林業・漁業	2.1
5	家事従事者	11.0
6	無職	23.5
7	学生	3.2
8	その他	2.7
	無回答	0.9

F4. あなたは、現在結婚していますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	結婚している	64.9
2	結婚していないが、パートナーと暮らしている	1.7
3	結婚していた(離別・死別など)	10.6
4	結婚したことがない	22.4
	無回答	0.4

F5. あなたと配偶者又はパートナーの仕事の状況は次のうちどちらですか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	共働き	42.6
2	どちらかが働いている	25.6
3	2人とも無職	31.5
	無回答	0.3

F6. あなたにはお子さんはいますか。お子さんの年齢に関係なくお答えください

No.	カテゴリ	(全体)%
1	子ども(息子, 娘)がいる(同居していない場合を含む)	68.6
2	子ども(息子, 娘)はいない	23.3
	無回答	8.1

F7. 一番下のお子さんは次のどれに該当しますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	乳幼児(3歳未満)	2.8
2	未就学児(3歳以上小学校入学前)	4.8
3	小学生	7.9
4	中学生	4.0
5	高校生(その年齢にあたる方を含む)	5.3
6	19歳以上	70.1
	無回答	5.2

F8.あなたのご家庭に、介護や看護を必要とする高齢者・病人・障がい者(児)はいますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	いる	16.1
2	いない	81.7
	無回答	2.3

問1. あなたの家庭では、次にあげる項目において、主に誰が分担していますか。

No.	カテゴリ	①食事の支度・あとかたづけ	②掃除・洗濯	③家の補修・日曜大工・力仕事	④子育て	⑤家族の看護・介護
		(全体)%				
1	主に男性	4.5	4.4	56.1	1.0	1.8
2	共同して分担	24.7	28.9	19.6	18.8	12.5
3	主に女性	61.8	57.8	6.4	24.1	17.7
4	あてはまらない	6.5	6.5	15.1	51.9	63.8
	無回答	2.4	2.4	2.8	4.2	4.2
No.	カテゴリ	⑥学校行事等への参加	⑦地域のつきあい	⑧家計の管理	⑨家庭における全体的な決定権	
		(全体)%				
1	主に男性	1.7	16.4	13.9	23.8	
2	共同して分担	12.4	38.9	26.8	48.2	
3	主に女性	22.1	27.0	48.0	16.9	
4	あてはまらない	59.7	14.9	8.7	8.2	
	無回答	4.1	2.8	2.6	2.8	

問2. あなたの理想として、次にあげる項目において、主に誰が行うのが良いと思いますか。

No.	カテゴリ	①食事の支度・あとかたづけ	②掃除・洗濯	③家の補修・日曜大工・力仕事	④子育て	⑤家族の看護・介護
		(全体)%				
1	主に男性	1.2	1.0	49.5	0.2	0.8
2	共同して分担	73.4	72.6	36.4	57.5	57.4
3	主に女性	16.8	17.2	1.1	5.3	4.0
4	あてはまらない	5.6	5.9	10.1	32.9	34.2
	無回答	3.1	3.2	2.9	4.1	3.6
No.	カテゴリ	⑥学校行事等への参加	⑦地域のつきあい	⑧家計の管理	⑨家庭における全体的な決定権	
		(全体)%				
1	主に男性	0.7	4.5	5.2	10.5	
2	共同して分担	50.8	76.8	61.0	72.1	
3	主に女性	7.2	6.3	23.6	8.3	
4	あてはまらない	37.2	8.8	6.7	5.6	
	無回答	4.1	3.6	3.5	3.6	

問3. あなたは、家庭での役割分担に満足していますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	満足している	30.4
2	どちらかといえば満足している	37.7
3	どちらかといえば不満である	12.3
4	不満である	4.0
5	わからない	11.3
	無回答	4.4

問4. 今後、家庭で男女がともに役割を分担しながら生活していくためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	夫婦や家族の間で、家事等の役割分担についてのコミュニケーションを促進すること	64.7
2	仕事以外の時間を持てるよう、労働時間の短縮や休暇の取得などを促進すること	31.6
3	仕事との両立などの問題について、相談しやすい窓口を設けること	6.9
4	研修等により、男女ともに家事等の技能を高めること	12.0
5	男女ともに、家事等をともにを行う仲間づくりをすすめること	25.1
6	男女ともに家事等の役割分担の重要性(必要性)を意識し、実践すること	51.6
7	周りの人の意識や、社会通念、慣習、しきたりの上で、家事等を男女がともに分担する考え方へ改めること(分担する意識を持つこと)	43.0
8	その他	2.6
	無回答	4.9

問5. あなたは、過去3年間に次のような活動に参加したことがありますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	自治会等の地域活動	49.1
2	各種女性団体の活動	3.0
3	保育園等の保護者会、学校のPTA活動	14.4
4	子ども会やスポーツ少年団等の指導や世話	6.7
5	趣味やサークル等の活動	27.5
6	ボランティア・NPO等の社会活動	11.6
7	審議会・委員会などの政策決定に関わる活動	4.0
8	その他の活動	6.5
9	いずれも参加していない	31.9
	無回答	2.6

問6. あなたは、次のような活動に今後参加してみたいですか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	自治会等の地域活動	21.9
2	各種女性団体の活動	4.8
3	保育園等の保護者会、学校のPTA活動	2.8
4	子ども会やスポーツ少年団等の指導や世話	4.1
5	趣味やサークル等の活動	40.8
6	ボランティア・NPO等の社会活動	21.0
7	審議会・委員会などの政策決定に関わる活動	6.9
8	その他の活動	4.2
9	参加してみたいと思わない	37.5
	無回答	4.2

問7. 活動に参加してみたいと思わない主な理由は何ですか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	仕事・学業・家事等が忙しいから	39.2
2	経済的な余裕がないから	9.8
3	家族の理解や協力が得られないから	0.0
4	健康上の理由から	11.0
5	参加方法などの情報が得られないから	3.2
6	興味のある活動がないから	30.2
7	面倒くさいから	34.9
8	その他	8.8
9	特に理由はない	20.8
	無回答	0.0

問8. あなたの「仕事」、家事・育児・介護などの「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の現在の状況は、次のうちどれにあたりますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	「仕事」に専念している	12.3
2	「仕事」を優先し、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わっている	18.8
3	「仕事」と「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を両立している	18.1
4	「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先している	10.0
5	「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念している	26.6
6	わからない	12.1
	無回答	2.1

問9. あなたは、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」について、本来どうしたいと思っていますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	「仕事」に専念したい	5.2
2	「仕事」を優先しつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりたい	15.5
3	「仕事」と「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を両立したい	21.0
4	「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先したい	17.0
5	「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念したい	24.2
6	わからない	14.7
	無回答	2.3

問9と問10の比較による集計

No.	カテゴリ	(全体)%
1	理想に比べて、現実では「家庭生活」又は「地域・個人の生活」優先になっている	8.2
2	理想と現実が一致している	48.2
3	理想に比べて、現実では「仕事」優先になっている	24.0
4	「わからない」を含む回答	17.2
	無回答	2.5

問10. あなたは、一般的に結婚子どもを持つ女性の生き方について、どれが望ましいと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	仕事を持たないほうがよい	1.6
2	結婚するまでは、仕事を続けるほうがよい	1.9
3	子どもができるまでは、仕事を続けるほうがよい	6.1
4	子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい	46.9
5	子どもができたら仕事をやめて、子どもが成長したら再就職するほうがよい	28.6
6	その他	12.8
	無回答	2.1

問11. あなたの職場において、男女の地位にどのような差があると思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	募集や採用の面で男女差がある	14.2
2	賃金や昇給の面で男女差がある	15.8
3	昇進や昇格の面で男女差がある	16.3
4	女性の仕事は補助的業務や雑用が多い	12.8
5	職場での研修や教育の機会に男女差がある	4.9
6	女性の場合、結婚や出産を機に退職せざるをえないような雰囲気や慣習がある	11.2
7	男性の場合、育児休業や介護休業を取得しづらい雰囲気がある	21.8
8	その他	5.6
9	特になし	46.7
	無回答	4.5

問12. あなたの職場は、育児休業を取りやすい環境ですか。

問13. あなたの職場は、介護休業を取りやすい環境ですか。

No.	カテゴリ	育児休業	介護休業
		(全体)%	
1	取りやすい	25.4	17.8
2	どちらかといえば取りやすい	22.1	19.1
3	どちらかといえば取りにくい	9.7	9.7
4	取りにくい	7.4	9.5
5	どちらともいえない	6.6	9.6
6	利用できる制度がない	6.8	8.7
7	わからない	16.7	20.0
	無回答	5.3	5.6

問14. 育児休業や介護休業をさらに取りやすく・使いやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	会社や、上司・同僚の理解	63.1
2	休業中の経済的支援	54.6
3	十分な期間、休業できる制度	36.4
4	休業取得者の代わりとなる人材の補充	50.4
5	休業後、復帰した際に働きやすい職場環境の整備	37.9
6	休業後、復帰しやすい子育てや介護サービスの充実	30.2
7	休業制度についての、行政機関による普及啓発	21.9
8	その他	3.2
9	わからない	6.7
	無回答	3.3

問15. あなたは、政治・経済・地域などの領域で女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと	17.9
2	女性自身がリーダーになることを希望しないこと	17.7
3	上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性のリーダーを希望しないこと	25.5
4	長時間労働の改善が十分ではないこと	32.1
5	企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること	18.8
6	企業などにおいて、周囲の人のサポートが期待できないこと	21.4
7	家事・育児・介護などにおける配偶者・パートナーや家族の支援が十分ではないこと	50.8
8	育児・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと	38.6
9	その他	2.9
10	障害となるものはない	5.3
11	わからない	10.2
	無回答	3.8

問16. あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。

No.	カテゴリ	①. 男女共同参画社会	②. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	③. ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	④. ジェンダー(文化的・社会的につくられた性差)	⑤. LGBT等(性的少数者)
		(全体)%				
1	聞いたことがあります内容も知っている	39.7	45.2	17.3	66.7	61.7
2	聞いたことはあるが内容は知らない	38.7	30.8	29.0	22.4	23.5
3	聞いたことがない	17.5	18.9	47.4	7.1	10.0
	無回答	4.2	5.1	6.3	3.8	4.7
No.	カテゴリ	⑥. アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)	⑦. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)	⑧. ダイバーシティ(多様性を受容すること)	⑨. DV 防止法	⑩. 女性活躍推進法
		(全体)%				
1	聞いたことがあります内容も知っている	12.4	4.8	34.6	63.2	18.8
2	聞いたことはあるが内容は知らない	20.5	14.4	36.0	28.2	43.5
3	聞いたことがない	63.1	76.7	24.7	5.7	33.6
	無回答	4.1	4.1	4.7	2.9	4.0
No.	カテゴリ	⑪. 女性支援新法	⑫. 第2次利根町男女共同参画推進プラン	⑬. 利根町男女共同参画推進条例		
		(全体)%				
1	聞いたことがあります内容も知っている	7.9	5.6	4.6		
2	聞いたことはあるが内容は知らない	32.7	26.5	25.0		
3	聞いたことがない	55.8	64.3	66.2		
	無回答	3.6	3.6	4.2		

問17. あなたは、次にあげる分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

No.	カテゴリ	①. 家庭生活で	②. 職場で	③. 学校(生活・教育)で	④. 政治の場で(国会、地方議会など)
		(全体)%			
1	男性の方が優遇されている	11.5	17.4	2.8	34.2
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	35.0	33.7	13.9	37.0
3	平等になっている	26.3	22.0	43.5	9.1
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	7.4	3.8	2.4	0.7
5	女性の方が優遇されている	1.1	2.1	0.9	0.4
6	わからない	15.3	17.3	31.2	15.3
	無回答	3.4	3.6	5.2	3.3
No.	カテゴリ	⑤. 地域社会で	⑥. 社会通念、慣習、しきたりなどで	⑦. 法律や制度の上で	⑧. 社会全体で
		(全体)%			
1	男性の方が優遇されている	16.6	27.5	11.7	16.3
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	35.3	43.1	32.2	46.8
3	平等になっている	21.4	10.6	27.5	13.1
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	1.8	1.7	2.7	3.2
5	女性の方が優遇されている	1.3	0.7	1.5	1.7
6	わからない	20.0	13.5	20.2	15.5
	無回答	3.6	3.0	4.2	3.4

問18. あなたは、次にあげる意見について、どのように考えますか。①家庭内では男女は対等に話し合うべきである

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	71.3
2	どちらかといえばそう思う	22.0
3	どちらかといえばそう思わない	1.7
4	そう思わない	0.6
5	わからない	1.8
	無回答	2.6

②「男だから」、「女だから」と性別だけで決めつけていることがある

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	22.3
2	どちらかといえばそう思う	46.8
3	どちらかといえばそう思わない	9.0
4	そう思わない	16.5
5	わからない	2.9
	無回答	2.5

③「男は外で働き、女は家庭を守る」という意見に同感する

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	3.9
2	どちらかといえばそう思う	16.0
3	どちらかといえばそう思わない	19.6
4	そう思わない	54.6
5	わからない	3.5
	無回答	2.4

④結婚は個人の考えであるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	48.0
2	どちらかといえばそう思う	22.0
3	どちらかといえばそう思わない	11.0
4	そう思わない	11.1
5	わからない	5.7
	無回答	2.3

⑤妊娠・出産は女性自身の負担が大きいので、女性の意見を尊重しながら考えたほうがよい

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	48.8
2	どちらかといえばそう思う	34.7
3	どちらかといえばそう思わない	5.0
4	そう思わない	3.1
5	わからない	6.0
	無回答	2.5

⑥女性が理工系分野に進む機会をつくることは、今後の産業発展のためにも必要だと思う

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	53.6
2	どちらかといえばそう思う	25.4
3	どちらかといえばそう思わない	3.3
4	そう思わない	3.1
5	わからない	12.3
	無回答	2.3

問19. あなたは、この1ヶ月の間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどありましたか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	ある	32.7
2	多少ある	40.4
3	あまりない	18.7
4	まったくない	6.7
	無回答	1.5

問20. あなたは、この1年間で次のような困難に直面しましたか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	育児・家事の過度な負担	8.3
2	生活困窮(食費や家賃が払えないなど)	7.2
3	配偶者や恋人等からの、身体的な暴力行為や精神的な暴力行為(DV)	1.5
4	離婚問題	2.0
5	家庭内の不和(3・4以外のこと)	12.5
6	ストーカー被害	0.3
7	家庭外における性暴力被害	0.2
8	職場でのセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント(妊娠・出産・育児に関する不当な扱い)	0.8
9	職場でのその他のハラスメント	8.5
10	いずれもない	66.5
	無回答	3.2

問21. 問20のような状況への対処の状況についてお答えください。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	他者に相談した	43.6
2	他者に相談せずとも、自力で解決した(相談の必要がなかった)	11.0
3	他者に相談したかったが、できなかった	16.3
4	他者に相談したいと思わなかった	26.7
	無回答	2.3

問22. 誰(どこ)にも相談しなかったのはなぜですか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから	16.0
2	恥ずかしくて誰にもいえなかったから	12.3
3	相談しても無駄だと思ったから	64.5
4	相談したことがわかると、仕返しされたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	12.8
5	相談相手の言動により、不快な思いをすと思ったから	11.1
6	自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから	32.0
7	世間体が悪いから	6.9
8	他人を巻き込みたくないから	18.6
9	思い出したくないから	13.1
10	自分に悪いところがあると思ったから	10.4
11	相談するほどのことではないと思ったから	19.2
12	その他	8.4
	無回答	0.0

資料編

問23. 配偶者や恋人等のパートナーからの暴力防止や被害を受けた方を支援するために、今後、どのような取組が必要だと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	被害者を一時的に保護する施設(シェルター)を増やす	52.5
2	相談窓口を増やすなど相談しやすい条件整備をする	52.3
3	被害者に対する自立支援(子どもの教育, 住宅の確保, 就労支援等)を行う	44.2
4	被害者支援に携わるもの(相談機関職員等)の研修機会の充実を図る	12.5
5	加害者に対する再発防止教育を行う	33.4
6	青少年に対する暴力防止教育を行う	18.4
7	その他	3.4
8	わからない	10.7
	無回答	3.2

問24. 以下の相談窓口や相談員等について知っているもの(この調査票が届く前から知っていたもの)はどれですか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	町の無料法律相談	55.8
2	町の人権相談・人権擁護委員	23.4
3	こども家庭センター	12.7
4	利根町社会福祉協議会が実施する心配ごと相談	28.1
5	茨城県配偶者暴力相談支援センター	7.2
6	国の相談窓口(DV相談+(プラス), 女性の人権ホットライン等)	19.2
7	いずれも知っているものはない	28.0
	無回答	3.7

問25. 男女共同参画社会の実現に向けて、今後、利根町では特にどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	「広報とね」などで、男女平等と相互の理解や協力についての周知・啓発	30.2
2	男女共同参画に関する講座の開催など、学習機会の提供	12.7
3	男女平等の視点に立った学校教育の推進	39.3
4	労働時間の短縮や休暇の取得など、働き方の見直しについての啓発	23.8
5	保育や介護サービスの充実など、仕事と家庭の両立支援	43.5
6	配偶者や恋人等からの暴力(DV)の根絶に向けた啓発とDV被害者支援	7.4
7	男女の生き方や悩みに関する相談窓口の充実	14.2
8	生涯を通じた女性の健康支援(安心して安全な妊娠・出産, 性感染症予防や更年期障害対策など)	17.0
9	就職・再就職や起業等による就職支援	24.9
10	地域づくり, ボランティアなどチャレンジしたい人への支援	15.2
11	その他	4.6
	無回答	4.3

③利根町男女共同参画推進条例

令和2年12月9日条例第23号

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野で、総合的な施策の推進の重要性が示されている。

また、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しており、女性の活躍を一層推進していくことが重要になっている。

利根町においては、平成27年に「利根町男女共同参画推進プラン」を、令和2年に「第2次利根町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識、性別に起因する暴力や人権侵害など、多くの課題が解決されていないことから、男女共同参画社会の実現には、総合的かつ計画的に推進することが必要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、町、町民及び事業者が一体となった取組を推進するため、男女共同参画の推進についての基本理念やそれぞれの責務等を定めた条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 町民生活のあらゆる場において相手の意に反した性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はこれらの関係にあった者に対する身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び虐待行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できるよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 生涯にわたる男女の健康維持に対する配慮 男女が、互いの性にかかわる身体的特徴について理解を深め、尊重し合うとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策について、町民及び事業者の理解が深まるよう必要な啓発活動を行わなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共に職業生活における活動及び家庭生活、地域生活等における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第19条に規定する男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(教育における男女共同参画の推進)

第 11 条 町は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画に関する教育及び学習の機会を充実させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第 12 条 町は、男女共同参画の推進について、町民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

(町民等の活動の支援)

第 13 条 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び対応)

第 14 条 町民及び事業者は、次に掲げる苦情等を町長に申し出ることができる。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合についての相談等

2 町長は、前項の規定による苦情等の申出を受けたときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 町は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第 16 条 町は、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究等)

第 17 条 町は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(施策の実施状況の公表)

第 18 条 町長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 利根町男女共同参画推進委員会

(男女共同参画推進委員会の設置)

第19条 男女共同参画社会の実現を総合的かつ効果的な推進を図るため、利根町男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第20条 推進委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進方策に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第21条 推進委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 4人以内
- (2) 各種団体等 4人以内
- (3) 町民 4人以内

2 前項の委員の選任に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定の職により委嘱された委員は、当該職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 推進委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、推進委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(庶務)

第 25 条 推進委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

第 4 章 補則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 2 年利根町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に策定されている利根町男女共同参画推進プランは、第 9 条第 1 項に規定する基本計画とみなす。

附 則(令和 5 年条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 22 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

④利根町男女共同参画推進委員会委員名簿

任命日 2023年（令和5年）4月1日

	役職	氏名	備考
1	会 長	石橋 達夫	各種団体等
2	副会長	地脇 倫代	各種団体等
3		市村 俊勝	各種団体等
4		西村 重之	知識経験者
5		宮本 トシコ	知識経験者
6		高野 美香	知識経験者
7		久保田 靖浩	町民
8		永井 貴幸	町民
9		中村 晃子	町民
10		深井 利子	町民

⑤利根町男女共同参画推進本部設置規程

令和3年3月9日訓令第3号

(設置)

第1条 利根町男女共同参画推進条例(令和2年利根町条例第23号。以下「条例」という。)

第15条の規定により、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するため、利根町男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第9条の規定による基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には町長をもって充て、推進本部を総理し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長には教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、利根町庁議規程(平成18年利根町訓令第7号。)第2条第1項第3号に規定する者(以下「各課等の長」という。)をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第5条 推進本部の所掌事項を円滑に遂行するため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、各課等の長が所属職員の中から指名する者をもって組織する。
- 3 ワーキングチームの会議は、政策企画課長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

(庶務)

第6条 推進本部及びワーキングチームの庶務は、政策企画課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

⑥利根町男女共同参画推進本部委員名簿

2025年（令和7年）3月現在

	課名等	役職	氏名
1	町長	本部長	佐々木 喜章
2	教育長	副本部長	海老澤 勤
3	総務課長		中村 寛之
4	政策企画課長		布袋 哲朗
5	財政課長		木村 宜孝
6	防災危機管理課長		亀谷 英一
7	税務課長		鈴木 壮
8	住民課長		大津 聖二
9	福祉課長		服部 豊
10	子育て支援課長		松永 重生
11	保健福祉センター所長		勝村 健
12	生活環境課長		雑賀 正幸
13	保険年金課長（国保診療所事務長兼務）		松本 浩睦
14	農業政策課長		飯島 弘
15	まち未来創造課長		清水 敬子
16	建設課長		大越 正博
17	会計課長		本谷 幸洋
18	議会事務局長		宮本 正裕
19	学校教育課長		大越 聖之
20	生涯学習課長		古山 栄一
21	指導課長		丹 晴幸

⑦利根町男女共同参画推進本部ワーキングチーム委員名簿

2025年（令和7年）3月現在

	課名等	氏名
1	総務課	森杉 日奈子
2	財政課	永井 沙織
3	防災危機管理課	浅賀 裕太郎
4	税務課	秋山 悠矢
5	住民課	矢口 敬子
6	福祉課	桑原 亮平
7	子育て支援課	福山 裕一朗
8	保健福祉センター	稲葉 美知
9	生活環境課	住田 耕輝
10	保険年金課	星野 巧
11	国保診療所	直江 ゆかり
12	農業政策課	嶋田 梨沙
13	まち未来創造課	東 基貴
14	建設課	高谷 仁紀
15	会計課	地脇 将悟
16	議会事務局	齋藤 リマ
17	学校教育課	成島 仁美
18	生涯学習課	藤後 慶之
19	生涯学習課	飯田 江理子
20	指導課	野田 あゆ美

⑧茨城県男女共同参画推進条例（抜粋）

平成 13 年茨城県条例第 1 号

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

第3章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

◎男女共同参画社会基本法（抜粋）

平成十一年法律第七十八号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあるこ

とにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

⑩配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

平成十三年法律第三十一号

（都道府県基本計画等）

第二条の三 （略）

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4・5 （略）

⑪女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

平成二十七年法律第六十四号

（都道府県推進計画等）

第六条 （略）

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 （略）

⑫困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）

令和六年法律第五十二号

（都道府県基本計画等）

第六条 （略）

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4・5 （略）

第3次利根町男女共同参画推進プラン

発行日 2025年（令和7年）3月

発行 茨城県利根町

編集 利根町政策企画課

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川 841 番地 1

TEL 0297-68-2211（代）

FAX 0297-68-7990

E-mail kikaku@town.tone.lg.jp



第3次利根町男女共同参画推進プラン

(2025~2029)